

第3章

応急・復旧対応

第3章 応急・復旧対応

第1節 県の初動対応と支援・連携

1 県災害対策本部の設置

今回の震災では、地震による揺れのほか、津波、液状化、石油コンビナート火災が発生し、こうした直接的な被害への対応に加え、福島第一原子力発電所事故、東京電力(株)が実施した計画停電の対応、さらには、壊滅的な被害を受けた東北3県への支援など、県は様々な対応が求められた。

県では、地域防災計画に基づき、3月11日14時46分の地震発生とともに災害対策本部を直ちに設置し、出先機関を含め、県の全ての機関で職員を配備した。

また、本庁舎5階大会議室に、事務局員として約100名の職員を配置し、被害情報の収集、関係機関との連絡調整等に当たった。

なお、災害対策本部事務局には自衛隊、警察及び消防機関の連絡員が駐在した。

16時18分から第1回の本部員会議を開催し、知事(本部長)から全部局に対し、人命救助を第一優先に、各部局連携して対応するよう指示があり、以後20回の本部員会議を開催し、迅速な対応に努めた。



写真 3-1-1 千葉県災害対策本部

表 3-1-1 災害対策本部員会議の開催状況

	開催日時	知事の指示事項等
第1回	3月11日 16時18分	<ul style="list-style-type: none"> ・余震に注意すること。 ・被害状況の把握に努めること。 ・人命救助を第一優先に活動すること。 ・各部局連携してこの状況に対応すること。 ・大津波が予想されているので、住民避難などに注意すること。
第2回	3月11日 19時20分	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助を最優先に実施すること。 ・コスモ石油の火災で、東京都知事に消防艇の支援を要請した。 ・状況をよく把握して、各々今何をすべきかを確認しながら、間違いのないように気を引き締めて活動し、現地の支援を行うこと。
第3回	3月12日 8時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な情報収集に努め、人命救助を第1優先事項として、各部局連携して取り組み、的確に対処すること。 ・道路、ライフラインの復旧に努めること。 ・石油コンビナートと火災の鎮圧に全力で対処すること。
第4回	3月12日 14時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の捜索に全力をあげること。 ・避難住民のニーズを把握し、遺漏なく適切に支援すること。 ・倒壊家屋の状況把握を迅速に行うこと。 ・災害は継続しているので、気を引き締めて行うこと。
第5回	3月12日 19時45分	<ul style="list-style-type: none"> ・2日目の夜となって、被災住民はストレスがたまっていると思うので、的確にニーズを把握して対応すること。 ・災害対策を行っている職員の健康管理に充分留意すること。
第6回	3月13日 10時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、行方不明者の捜索に全力であたること。 ・被災家屋の安全性の確認、被災住民の住居確保、ライフラインの復旧等、被災住民の生活再建に取り組む市町村や、関係事業者等への支援に全力に取り組むこと。 ・今後は、被災住民の生活再建へ重点を移っていくこととなるため、復旧、復興対策に全力に取り組むこと。 ・明日は雨が降ると予報が出されている。屋根等が破損した住宅へのブルーシートの供与など適切に対処すること。
第7回	3月13日 18時20分	<ul style="list-style-type: none"> ・住居被害が拡大してきているので、災害救助法の適用について検討すること。 ・3日目の夜を迎えることとなり、被災住民は大きな不安とストレスがたまっていることと思うので、市町村等から被災住民のニーズを受けたら、各部局連携して、可能な限り早急に対処すること。 ・余震が頻発しているので、引き続き警戒すること。
第8回	3月14日 9時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力の計画停電による県民生活の影響を最小限にするように、最大限の努力をすること。 ・県民の生活再建に最大限の努力をすること。特に断水の解消に全力であたること。 ・余震が頻発しているので、警戒すること。

	開催日時	知事の指示事項等
第9回	3月14日 17時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の大きい、旭市、香取市、山武市、九十九里町の4市町について、災害救助法を適用することを決定したので、適切に対応すること。 ・東京電力の計画停電に係る情報収集に努めるとともに、県民生活の影響を最小限にするように、引き続き努力すること。 ・県民の生活再建に最大限の努力をすること。特に断水の解消に全力であたること。 ・余震が頻発しているのを、警戒すること。
第10回	3月15日 17時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・計画停電に関しては、本日、私から東京電力に、停電対象から被災市町を除くなどの措置を取るよう、強く申し入れた。関係部局においても、情報収集に努めるとともに、県民生活への影響を最小限にするため、引き続き努力すること。 ・被災者の生活再建と、災害復旧の、特に水道関係のライフラインの復旧の早期実現に向け、努力すること。 ・福島県原発事故に係る情報収集に努め、県民が落ち着いて行動できるよう、適切に対応すること。 ・県民の皆様には、本日11時、総理から福島第一原発から20km～30km圏内の方の屋内退避の要請があったが、本県には、影響ありませんので、冷静に平常通りの生活をしてください。今後は、テレビ、ラジオ等による政府や県からの情報をよく聞いてください。
第11回	3月16日 17時20分	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の地震により、住まいを失われた方の住居として、国家公務員宿舎、県営住宅を合計459戸確保し、入居の募集を明日から開始するが、引き続き、被災者の生活再建と公共施設等の復旧の早期の実現に向けて努力すること。 ・計画停電の実施により、断水やエレベーターに閉じ込められた等の報告がされている。県民生活への影響が最小限となるよう、努力すること。 ・福島第一原発の事故については、県民が冷静に対応できるよう、情報の収集及び提供に努めること。 ・本県でも、本日12時52分に震度5弱の地震があった。余震と思われる地震が続いているので、継続して警戒すること。
第12回	3月17日 17時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の地震と津波による死者、行方不明者の合計は、全国で1万人を大きく超え、今後、さらに増えると見込まれている。特に、巨大な津波に襲われた、宮城県、岩手県及び福島県の太平洋沿岸地域の被害は甚大であり、まさに未曾有の大災害となっている。本県でも、大きな被害が生じているが、宮城県など甚大な被害が生じている県に対して、できる限りの支援をしていきたい。 ・本県では、建物被害を含め、被害の全体像がしだいに明らかになってきた。旭市など災害救助法適用した4市町をはじめ、被害の甚大な市町村からのニーズをよく把握し、重点的に支援をしていくこと。 ・福島第一原発の事故については、県民が冷静に対応できるよう、引き続き、情報の収集及び提供に努めること。

	開催日時	知事の指示事項等
第13回	3月18日 17時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・11日の地震発生から、今日で1週間が過ぎたが、未だ避難所では、785人の方々が、心身ともに限界に近い状況で生活している。一刻も早く、全員の住居が確保されるよう、引き続き全力で取り組むこと。 ・今回の地震で甚大な被害がでている東北地方から多くの被災者の皆さんが、周辺の都県へ避難してきている。県としても、市町村と連携し、各部局が協力して、できる限りの対応をすること。 ・福島第一原発の事故については、県民が冷静に対応できるよう、引き続き、情報の収集及び提供に努めること。
第14回	3月20日 10時20分	<ul style="list-style-type: none"> ・今も、500人を超える方々が避難所で生活されており、また、10万戸を超える家庭で、断水や減水により不便な生活を強いられている。引き続き、被災者の方々の住宅の確保や水道の復旧工事に、全力で取り組むこと。 ・政府は、福島県産の牛乳と茨城県産のハウレンソウから、食品衛生法の暫定規制値を超える放射性物質が検出されたと発表した。県としては、県内の農産物の安全性を確認するため、国の農業環境技術研究所にサンプルを持ち込み、検査を受けるよう、指示した。 ・福島第一原発の事故については、県民が冷静に対応できるよう、引き続き、情報の収集及び提供に努めること。 ・原発事故により、福島県から避難してくる方々などの、受け入れについては、受入れ市町村とのコーディネートや、情報提供等を行う（仮称）広域避難者受け入れインフォメーションセンターの設置に向けて準備すること。なお、受け入れにあたっては、避難してくる方々のニーズを踏まえ、千葉のおもてなしの心を最大限に発揮できるように配慮すること。
第15回	3月22日 17時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・旭市を中心に、未だ500人を超える方々が、避難所で不安を抱えながら不便な生活をしている。また、浦安市、香取市を中心に、断水で多くの方が不自由な生活を強いられている。住宅を失った方々の住宅の確保や水道の復旧に、引き続き全力で取り組むこと。 ・福島第一原発の事故について、県民が冷静に対応できるよう、引き続き、情報の収集及び提供に努めること。 ・県では、本日から、東北地方の被災県からの避難者に対し、一時的な受け入れ施設についての情報提供を行う、「東北地方太平洋沖地震避難者千葉県インフォメーションセンター」を開設した。県外からの避難者については、市町村とよく連携して、おもてなしの心で受け入れられるよう努めること。

	開催日時	知事の指示事項等
第16回	3月24日 17時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法については、先に被害の大きい4市町に対し、適用することとしたところだが、今回、浦安市、我孫子市、習志野市、千葉市美浜区に対して、追加適用することを決定したので、適切に対応すること。 ・未だ、約400人の方々が、避難所で不安を抱えながら不慣れた生活をしており、また、浦安市、香取市を中心に、1万戸を超える家庭で、断水や減水が続いている。 ・住宅を失った方々の住宅の確保や水道の復旧に、引き続き全力で取り組むこと。なお、液状化による住宅被害については、被災者生活再建支援制度の対象とならない被害についても、何らかの支援ができるよう検討すること。 ・福島第一原発の事故について、県民が冷静に対応できるよう、引き続き、情報の収集及び提供に努めること。 ・東北地方の被災県からの避難者については、市町村等がスムーズに受け入れられるよう調整に努めること。 ・今回の未曾有の危機にあたり、一刻も早い復旧復興に向けて、災害救助を行う市町村や県内中小企業、農林漁業者を支援するため、62億円の補正予算を、緊急に計上したので、関係事業の所管部局は、迅速、適切に執行すること。
第17回	3月28日 17時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、被災地域の復旧・復興に向けて取り組んでいく必要があるため、そのための準備に入ること。 ・福島第一原発の事故について、県民が冷静に対応できるよう、各部局協力して、引き続き、情報の収集や県民に分かりやすい広報に努めること。また、検査体制の充実についても検討すること。 ・東北地方の被災県からの避難者については、市町村等がスムーズに受け入れられるよう調整に努めること。 ・新年度を迎えるにあたり、人事異動等により災害対策に支障が生じることがないように、迅速適確な引き継ぎを行うこと。
第18回	4月1日 13時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度を迎え、災害対策本部も新しい体制となった。どの分野の仕事も同じだが、災害対応には速さと的確性がより求められる。特に、今回の人事異動により、新しく本部員となった者、部局が変わった者は、本日からただちに職務がまっとうできるよう最大限の努力をすること。 ・本日で地震発生の日から3週間目を迎えるが、県内では、未だ約300名の方々が避難所で不安を抱えながら不自由な生活を余儀なくされている。一刻も早く全ての方々が、住宅に住むことができるよう全力を挙げて取り組むこと。 ・福島第一原発事故による影響は長期化し、予断を許さない状況が続くことが予想される。引き続き、国や他県等からの情報収集に努めるとともに、県民生活に無用の混乱を招くことのないよう、県民に対し迅速かつ正確な情報を提供すること。

	開催日時	知事の指示事項等
第19回	4月 6日 14時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・県内では、未だ265名の方々が避難所で不安を抱えながら不自由な生活を余儀なくされている。また、断水により、不自由な生活を強いられている地域もある。引き続き、避難者の住居の確保や水道の復旧に、全力を挙げて取り組むこと。 ・福島第一原発の事故による影響は長期化し、予断を許さない状況が続くことが予想される。引き続き、国や他県などからの情報収集に努めるとともに、県民生活に無用の混乱を招くことのないよう、県民の皆様に対し、迅速かつ正確な情報を分かりやすく提供すること。
第20回	5月26日 9時25分	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全ての避難所が閉鎖されたこと、また、5月補正が県議会で可決され、今後、復旧・復興に向けた取組が、復旧・復興本部により本格的に進められることから、本日をもって東日本大震災千葉県災害対策本部を廃止する。 ・今後も強い余震の発生が懸念されることから、有事の際には、速やかに必要な対応ができる体制をとること。 ・福島原発事故の影響は長期化が予想されることから、引き続き、各部局連携して、総合的に対応すること。 ・5月補正予算が可決されたが、復旧・復興本部を中心に、被災者の生活再建支援や産業の再生・復興など復旧・復興事業の推進に全力であたること。 ・今回の被害状況や県の対応状況等をよく検証し、防災対策の一層の強化を図ること。



写真 3-1-2 災害対策本部員会議

2 県石油コンビナート等防災本部の活動

県の石油コンビナート等防災本部（以下、「石コン本部」という。）は常設しているが、石油コンビナート等特別防災区域である千葉市中央区及び美浜区において震度5強を観測したことから、直ちに非常第2配備体制を敷き、最も大きな事故となったコスモ石油(株)千葉製油所の火災への対応を中心に、コンビナート事故情報の収集と防災関係機関との連絡調整を行った。

表 3-1-2 県石油コンビナート等防災本部の活動状況

月 日	時 間	内 容
3月11日	14時55分	JFEスチール（千葉市中央区）で火災発生 of 通報（18時25分に千葉市消防局から異常現象非該当の連絡あり）
	16時20分	コスモ石油からLPGタンクの脚が折れて倒壊、火災発生により合同事業所従業員3名負傷の通報
	17時03分	県庁執務室にてタンク爆発の炎、煙、爆風を確認
	17時20分	京葉臨海中部地区共同防災協議会と、市原市消防局の協議により大容量泡放射システムの出動を決定。 石コン本部への要請を受けて複数発災の有無を確認。 県警本部に道路状況の確認とパトカー先導を要請
	18時30分	隣接するチッソ石油化学のプラントに延焼火災の通報
	19時50分	千葉市消防局1隻、海上災害防止センター1隻が隣接するタンクに冷却散水開始
	21時00分	震度5強を記録した千葉市中央区、美浜区で異常現象が発生していないため、石コン本部の非常第2配備体制を非常第1配備体制に変更
	23時40分	市原市消防局現地指揮本部が大容量泡放射システム不使用決定の報告
3月12日	1時35分	チッソ石油化学鎮火
	2時35分	タンクエリア隣りの製造装置（丸善石油化学）で火災発生
	10時20分	県副知事が市原市長とともにコスモ石油現地にて事故概要の説明を受ける
	20時40分	コスモ石油の浮き屋根式屋外タンクの屋根上でナフサ漏えいの通報
3月13日	13時00分	市原市消防局からコスモ石油の510番屋外タンクからアスファルトが海上に流出した旨の通報
3月14日	14時00分	コスモ石油の浮き屋根式屋外タンクの屋根上に原油漏えいの通報
3月15日	15時20分	丸善石化の製造装置の鎮火の通報
3月16日	11時00分	石コン本部がコスモ石油の発災場所を視察
3月21日	10時10分	LPGタンク火災の鎮火を確認
5月10日		海上災害防止センターによる海上流出油防除活動を終了
5月26日	9時25分	県災害対策本部廃止と同時に石コン本部非常第1配備体制を解除

3 県土整備部震災対策組織の設置

○県土整備部震災対策会議・事務局の初動状況

県災害対策本部の設置と同時に、県土整備部震災対策組織が設置された。

地震発生が勤務時間内だったことから、事務局には事前に参集が定まっている通常職員のほとんどが参集し、パソコン、防災電話、防災FAX、テレビをそれぞれ配置した。事務局の立ち上げは、通年2回程度行っている訓練により約10分程度で完了し、県土整備部震災対策会議第1号指令の伝達により被害状況の収集を開始した。

震災対策組織は、震災対策会議、震災対策会議事務局、各課室震災対策班、現地震災対策班をもって組織されている。

震災対策会議は、災害対策本部との連携を図り、迅速かつ的確に対応することを目的として設置され、県災害対策本部員会議が開催される度に開かれ、知事からの指示事項などの伝達、部内の対応についての協議、部内の情報共有などを行った。

震災対策会議事務局は、震災対策会議の円滑な運営を図るために設置され、各課室震災対策班及び現地震災対策班との連絡調整、被害情報の収集、計画停電の情報提供などを行った。

各課室震災対策班は、各課に設置され、震災対策会議事務局の円滑な対応の支援や現地対策班の応急復旧の支援などを行った。

現地震災対策班は、震災対策会議事務局との連携を図り、現地の情報収集や被害状況の把握、応急対策などを行った。

表 3 - 1 - 3 県土整備部震災対策組織の経過

月 日	時間	内 容
3月11日	14時46分	東北地方太平洋沖地震発生 千葉県災害対策本部設置、千葉県石油コンビナート本部設置 部震災対策組織設置
	21時00分	部震災対策会議 指令 現地対策本部（出先機関）2/3の体制に移行
3月12日	17時20分	部震災対策会議 指令 現地対策本部（出先機関）1/3の体制に移行
3月13日	12時20分	部震災対策会議 指令 現地対策本部（出先機関）第1配備体制（1/10）に移行
3月25日	9時00分	部震災対策会議 指令 現地対策本部（出先機関）第1配備体制を解除、夜間連絡員の対応に移行
3月30日	16時40分	部震災対策会議 指令 震災対策会議事務局の規模を縮小（土日祝日の昼間は職員を配置、夜間は連絡員の対応）
5月26日	15時00分	千葉県災害対策本部廃止 部震災対策会議 指令 部震災対策組織体制を解く



写真 3-1-3 県土整備部震災対策会議



写真 3-1-4 県土整備部震災対策会議事務局

4 千葉県水道局震災対策本部の設置

(1) 震災対策本部の設置

給水区域内で震度5強以上を記録したことから、「千葉県水道局震災対策本部」を設置し、17時に第1回対策本部会議を開催した。本部会議では、発災以降の各班の把握している被害状況、対応状況が報告された。

ア 各班の報告

- ・総務広報班：広報の準備、関係機関との調整、日本水道協会を通じての県外事業者への応援要請の準備について。
- ・お客様班：お客さまからの問合せに係る対応、情報システムの状況（調査）について。
- ・渉外班：対策本部を設置した幕張庁舎の被害調査について。
- ・応急給水管理班：局全体の被害・断水状況等の把握、情報収集、管工事協同組合への応援要請について。
- ・浄水管理班：各浄水場の被害状況及び対応状況、取水施設の運転状況、配水池貯水量、当面の水運用について。
- ・応急復旧管理班：管路等被害状況の収集、管工事協同組合への被害調査の応援要請、必要な緊急措置の指示について。

その後、同日20時に第2回、12日0時30分に第3回、同日6時に第4回、同日10時に第5回、同日15時に第6回、同日22時に第7回対策本部会議を開催し、その都度各班が把握している被害状況及び対応状況が報告された。（平成23年7月19日9時の第38回対策本部会議まで継続開催）

(2) 現地対策本部の設置

発災後、速やかに千葉、船橋、市川水道事務所に現地対策本部を設置し、各水道事務所支所及び管内浄水場・給水場を支部とした。

各現地対策本部には、総務班、復旧班、給水班の3班体制を敷き、管内パトロール、被害状況の把握、応急給水、応急復旧の各班を編成するとともに、その後計画停電の対応等に即時従事した。

(3) 情報通信の状況

対策本部と現地対策本部及び関係機関との連絡については、発災直後固定電話及び携帯電話は不通となったが、局の有する情報連絡手段は次のとおり有効に使用することができた。なお、局が導入している非常時職員参集管理システム及び被害情報収集管理システムは、規模の異なる地震が短時間に頻繁に発生したため、契約業者のサーバが情報発信の対応限界を超え、有効に機能できなかった。

ア 局内の連絡

局の基幹ネットワークであるIP電話は通信可能であったので、局内の連絡はIP電話を使用した。

イ 給水区域内市との連絡

本局及び水道事務所・支所に配備している防災行政無線設備は、衛星

回線を使用するシステムであることから、発災直後も正常稼働しており、電話・FAXに活用できた。

ウ 応急給水・復旧現場との連絡

対策本部と応急給水及び応急復旧現場との連絡は、災害時優先電話（N T T回線）が使用可能であったため、これを活用した。また、災害時優先番号登録携帯電話がその後使用可能となったことから、千葉県水道管工事協同組合に貸出しを行い、現場の通信網をさらに強化した。

エ 情報ネットワークへの影響

水道局独自の情報通信ネットワークであり、本局のある幕張合同庁舎と各出先機関を結び、各情報システムの利用する基幹系ネットワークは、震災による通信規制を受けることがなかったことから、各情報システムの処理を通常どおり使用できた。

5 支援物資の備蓄・物流

(1) 市町村や関係団体等への主な緊急物資の提供状況

平成23年3月11日の震災発生から4月30日までの間に、38市町村から、飲料水や食料、毛布、仮設トイレや使い捨てトイレ、防水シート等の緊急物資の支援の要請があり、県では、備蓄物資のほか、協定事業者等から必要な物資を調達し、市町村に提供した。

表 3-1-4 主な緊急物資の種類と数量

品 目	合 計	市 町 村		備 考
		県備蓄	調 達	
飲料水	141,360 本	39,528 本	101,832 本	お茶等を含む
食 料	117,070 食	64,350 食	52,720 食	ビスケット、おにぎり、弁当等
毛 布	22,500 枚	15,210 枚	7,290 枚	寝袋を含む
仮設トイレ	182 基	182 基	—	
使い捨てトイレ	23,500 個	20,600 個	2,900 個	
防水シート	20,883 枚	20,883 枚	—	
発電機	22 台	22 台	—	
ダンボール	2,810 枚	—	2,810 枚	間仕切り用
炊飯装置	12 機	12 機	—	
入浴システム	4 セット	4 セット	—	

(2) 緊急物資の要請の状況

震災発生直後から3～4日間は、飲料水や食料、毛布等の要請が中心であったが、時間の経過とともに、避難所で必要なマットレスや寝袋、洋服、入浴セットなどに変化した。

また、震災発生直後は備蓄物資を提供していたが、事業者の事業再開とともに、調達した物資を提供した。特に、食料については、当初は備蓄していたサバイバルフーズを提供していたが、徐々に、事業者から調達したおにぎりや弁当等を提供した。

(3) 協定企業からの緊急物資の調達等の状況

今回の震災では、物資供給等の協定を締結している10事業者のうち8事業者から物資を調達することができたほか、運送に関しても、協定を締結している(社)千葉県トラック協会の協力を得ることができた。

調達した主な物資は、飲料水や食料、毛布等であるが、特に大量に必要なとなった飲料水や食料については、協定事業者だけでは十分に確保できなかったため、急遽、県内外の協定を締結していない事業者から調達し、対応した。

その結果、食料では、77%を協定事業者から調達することができたものの、飲料水では、その割合は15.4%に留まっている。

表 3-1-5 緊急物資の調達数量

品目	事業者等からの調達数量		
	合計		合計
飲料水	163,992 本	飲料水	163,992 本
食料	52,720 食	食料	52,720 食
毛布・寝袋	8,890 枚	毛布・寝袋	8,890 枚
使い捨てトイレ	2,900 個	使い捨てトイレ	2,900 個
トイレトペーパー	14,640 個	トイレトペーパー	14,640 個

(4) 関係機関・団体等への救援物資の提供

県西部防災センターに滞在した帰宅困難者に対して、県の備蓄物資から飲料水 240 本や食料 550 食、毛布 70 枚等を提供したほか、成田国際空港(株)に対して、県の備蓄及び日本赤十字社から調達した毛布を合わせて 2,790 枚を提供した。

また、県警察本部、県立佐原病院等の県の機関に対しても、要請を受けて食料や毛布、仮設トイレ、防水シート等を県の備蓄物資から提供した。

表 3-1-6 関係機関・団体等に対する提供状況

品目	帰宅困難者等 ※1	成田空港 ※2	県警 ※3	県関係機関 ※4	合計	備考
飲料水	240	0	0	0	240	
食料	550	0	3,100	0	3,650	
毛布	70	2,790	0	235	3,095	県備蓄 1,495 日赤 1,600
仮設トイレ	0	0	0	12	15	
防水シート	4	0	0	0	4	

※1 帰宅困難者等の食料については、500 食が福島県の避難者用、50 食が県西部防災センターへの避難者用である。

また、食料以外の品目については県西部防災センターへの避難者用である。

※2 成田空港の滞留者に対する毛布提供の内訳は、県備蓄から 1,190 枚、日赤から 1,600 枚である。

※3 県警への提供については、災害従事者(警察官)用の食料である。

※4 県関係機関への提供物資については、以下のとおりである。

毛布：県東金高等技術専門学校 15 枚、県立佐原病院 220 枚

仮設トイレ：県立佐原病院 10 基、県海匝地域整備センター銚子整備事務所 2 基

表 3-1-7 食料・日用品等支援要請表（支援済合計）

	食料等													
	水(本)	水(流通)	食料(食)	食料(流通)	弁当(食)	副食	お菓子	簡易トイレ	使い捨てトイレ	使い捨てトイレ(流通)	発電機	毛布	毛布(日赤)	寝袋
千葉市	0	0	0	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鎌子市	1,200	4,008	7,750	0	0	0	0	0	0	0	0	1,900	1,250	0
市川市	3,600	12,000	0	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	0	2,304	3,000	700	0	0	0	0	0	0	0	2,000	0	0
館山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木更津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松戸市	0	0	0	2,700	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茂原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成田市	0	4,080	4,000	3,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐倉市	7,776	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東金市	0	0	1,000	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0
旭市	4,656	7,680	11,300	10,190	600	1,600	2,440	12	100	0	0	2,540	0	240
習志野市	0	8,160	12,000	700	0	0	0	160	5,200	0	0	1,700	0	0
柏市	0	0	0	800	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
勝浦市	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	400	0
市原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八千代市	0	0	0	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我孫子市	0	0	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鴨川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鎌ヶ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
君津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浦安市	11,184	41,184	0	6,700	0	0	0	0	15,300	2,900	0	0	0	0
四街道市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
袖ヶ浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八街市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印西市	0	1,200	0	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富里市	504	0	500	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南房総市	0	0	0	500	0	0	0	0	0	0	1	0	1,300	0
匝瑳市	1,440	1,992	3,800	4,500	0	0	0	0	0	0	0	1,170	0	0
香取市	3,312	10,104	4,800	3,500	0	0	0	5	0	6	300	300	0	0
山武市	0	5,040	6,500	3,500	0	0	0	0	0	0	1,500	0	0	0
いすみ市	0	0	0	400	0	0	0	0	0	0	0	0	600	0
酒々井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	0
多古町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0
東庄町	0	0	500	500	0	0	0	0	0	0	0	200	0	0
大網白里町	0	1,080	1,800	900	0	0	0	0	0	0	0	600	0	0
九十九里町	3,840	0	3,400	2,000	0	0	0	0	0	0	1,000	1,000	0	0
芝山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横芝光町	0	3,000	600	800	0	0	0	0	0	10	400	800	0	0
一宮町	0	0	0	200	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0	0
睦沢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長生村	0	0	1,050	200	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0	0
白子町	0	0	350	300	0	0	0	0	0	0	0	700	300	0
長柄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御宿町	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
総南町	2,016	0	2,000	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	39,528	101,832	64,350	50,290	830	1,600	2,440	182	20,600	2,900	22	15,210	7,050	240

※色のついていない物資は、千葉県で備蓄していた物資の払い出し分

	マットレス	衣類	ラジオ (日赤)	消毒液	マスク	スポンジ	トイレット ペーパー	ブルシート	ダンボール	投光器	ろうそく	炊飯装置	入浴 システム	給水槽
千葉市	0	0	0	0	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	500	0	0	0	0	0	0
市川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	0	0	0	0	4,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
館山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木更津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野田市	0	0	0	0	0	0	0	2,993	0	0	0	0	0	0
茂原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐倉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東金市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭市	900	100	20	0	8,000	0	0	0	10	0	0	12	0	0
習志野市	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0	0	0	0	0
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流山市	0	0	0	0	0	0	0	400	0	0	0	0	0	0
八千代市	0	0	0	0	0	0	0	310	0	0	0	0	0	0
我孫子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鴨川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鎌ヶ谷市	0	0	0	0	0	0	0	500	0	0	0	0	0	0
君津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浦安市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四街道市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
袖ヶ浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八街市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印西市	0	0	0	0	0	0	0	2,500	0	0	0	0	0	0
白井市	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0	0	0	0	0	0
富里市	0	0	0	0	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南房総市	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香取市	0	0	0	0	2,000	0	14,640	8,000	2,800	10	0	0	4	6
山武市	0	0	0	0	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いすみ市	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒々井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栄町	0	0	0	0	0	0	0	1,500	0	0	0	0	0	0
神崎町	0	0	0	0	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多古町	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0	0	0	0	0	0
東庄町	0	0	0	0	0	0	0	1,830	0	0	0	0	0	0
大網白里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九十九里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芝山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横芝光町	0	0	0	0	0	0	0	300	0	10	100	0	0	0
一宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
睦沢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長生村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	296	0	0	0
長柄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御宿町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉅野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	900	100	65	0	20,500	0	14,640	20,883	2,810	20	396	12	4	6

※色のついていない物資は、千葉県で備蓄していた物資の払い出し分

6 市町村支援状況

(1) 応急危険度判定士

被災建築物の応急危険度判定のため、支援要請のあった旭市、栄町、東庄町に延べ64名の県職員判定士を派遣した。

表 3-1-8 応急危険度判定士支援状況

	危険 (件)	要注意 (件)	調査済 (件)	計 (件)	判定士 (班)	判定士 (人)
旭市	248(80)	535(216)	1,577(417)	2,360(713)	77(22)	185(48)
東庄町	7(7)	8(8)	4(4)	19(19)	2(2)	4(4)

	危険 (件)	要注意 (件)	調査済 (件)	計 (件)	判定士 (班)	判定士 (人)
栄 町	15(15)	27(27)	47(47)	89(89)	7(7)	15(12)
成 田 市	26	62	42	130	54	110
佐 倉 市	6	64	92	162	19	38
習志野市	12	197	824	1,033	45	90
印 西 市	6	7	11	24	10	21
香 取 市	357	725	616	1,698	15	138
計	677(102)	1,625(251)	3,213(468)	5,515(821)	229(31)	601(64)

※ () 書きは、県が支援を行った数

(2) 災害時における千葉県内市町村間の相互支援

今回の地震に対し、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」及び「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する実施要領」に基づき、関係市町村間の相互応援について対応を行った。

県において、応援要請市町村及び応援要請受諾市町村のとりまとめを実施し、それぞれの市町村を紹介した。

ア 応援要請のあった香取市に対し、四街道市及び南房総市の市町村間支援が決定。また浦安市に対しては、市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、松戸市からの市町村間応援が決定し、実施された。

なお4月6日以降は、市長会及び町村会を中心とした、相互応援活動に切り替えを行っている。

イ 旭市は、東日本大震災により発生した大量の災害廃棄物を、市単独での処理は困難と判断し、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、市内仮置場で分別された災害廃棄物の市町村施設での受け入れ及び焼却処分に係る応援を要請した。

(7) 要請期間

平成23年6月～平成24年3月末

(4) 相手方【個別要請：千葉市、市川市、市原市】

平成23年5月27日

(ウ) 旭市と応援市との委託契約日

平成23年8月 3日

(エ) 受け入れ開始

平成23年8月10日

《参考》災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

【締結者】 千葉県内市町村

【締結日】 平成8年2月23日

【目 的】 県内の地域に災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは対応が困難な場合において、災害対策基本法の規定による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう基本的な事項を定める。

【応援の種類】

- ① 食料、飲料水及び生活必要物資等の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な物資の提供
- ③ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣
- ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供
- ⑥ 被災傷病者の受入れ
- ⑦ 遺体火葬のための施設の提供
- ⑧ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供
- ⑨ ボランティアの受付及び活動調整
- ⑩ 以上のほか、特に要請のあった事項

【応援要請の方法】

- ① 個別要請
 - ・個別に他の市町村の長に応援を要請する。
- ② 複数同時要請
 - ・複数の市町村の長に同時に応援を要請する場合は、県知事に応援要請を依頼し、知事は、他の市町村の長に対し要請内容を伝達する。

《参考》災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定

【締結者】 千葉県内市町村及び一部事務組合

【締結日】 平成9年7月31日

【目的】 「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」第2条第8号（ごみ、し尿処理のための施設の提供）に係る細目を定める。

【協力の要請】 基本協定による。

(3) 公共下水道

被災市町村への応援としては、3月13日に浦安市からの応援要請を受け、14日に県内近隣7市（市川市、船橋市、松戸市、野田市、市原市、流山市、柏市）に対し応援要請を行い、同日から近隣4市（市川市、船橋市、松戸市、市原市）による被害状況把握や応急復旧工事等の応援を開始、17日に県から職員2名を現地に向かわせ、状況確認や今後の支援について打ち合わせを行い、25日に県において千葉県下水道災害復旧支援本部を設置し、県職員延べ165人の支援を行い、5月26日をもって現地支援を終了した。

また、3月16日に香取市からの応援要請を受け、17日に県内近隣13市町（成田市、佐倉市、東金市、旭市、八千代市、四街道市、八街市、印西市、富里市、酒々井町、栄町、大網白里町、芝山町）に対し応援要請を行い、23日から3市（成田市、八街市、袖ヶ浦市）による被害状況把握や応急復旧工事等の応援を開始、同日に職員2名が現地に向かい、状況確認や今後の支援について打ち合わせを行い、4月7日から下水道課、手賀沼下水道事務所、印旛沼下水道事務所の職員3名による現地支援を開始し、

県職員延べ35人の支援を行い、5月20日をもって現地支援を終了した。

なお、下水道課内に設置された千葉県下水道災害復旧支援本部は、下水道災害査定を終え、本格的な復旧工事に移行可能となったことから、8月10日をもって解散した。

表3-1-9 被災市支援状況（H23.5.31現在）

被災市	支援自治体	支援期間	作業内容及び延べ人数		合計 ()内は 県職員数
			調査 (一次・二次)	査定設計書 作成	
浦安市	1都1県7市	3/14 ～5/26	207	306	513(165)
香取市	1都1県9市町 1公社	3/23 ～5/20	135	86	221(35)
合計	1都1県16市町 1公社	—	342	392	734(200)

7 千葉県警察の支援対策状況

県警察では、県と同様、発災後直ちに、県内の各警察署、交番・駐在所に対し管轄内の被災状況や被災者の状況等を確認するとともに、県警察本部及び県内全39警察署に災害警備本部を設置し、約7,000人体制で初動対応に当たり、次のような支援対策を実施した。

(1) 救出・救助活動

旭警察署矢指駐在所勤務員が、自らも津波に呑み込まれながら50歳代の男性を救助するなど、沿岸3警察署で8人の警察官が計8人を救助した。

(2) 機動隊の活動

旭警察署、浦安警察署及び香取警察署に機動隊を派遣し、行方不明者の捜索活動及びパトロールを実施した。

※ 3月13日から5月22日までの間、延べ2,200人を派遣



写真3-1-5 旭市内における機動隊の支援状況



写真3-1-6 旭市内における夜間パトロールの状況

(3) 自動車警ら隊及び機動捜査隊によるパトロール

九十九里沿岸被災地域及び浦安、香取地域へ自動車警ら隊及び機動捜査隊を重点運用し治安維持対策に当たった。

※ 延べ約130台、260人を派遣

(4) 九十九里支援隊の活動

移動交番車を運用し、3月12日から5月24日までの間、銚子、旭、匝瑳、山武及び香取の各警察署へ女性警察官を含めた九十九里支援隊を派遣し、被災地域への巡回活動を行った。

また、旭警察署管内の仮設住宅居住被災者等の安心感の醸成を図る目的で、8月29日から9月5日までの間、九十九里支援隊を再運用し仮設住宅への巡回活動を行った。

※ 延べ約270台、600人を派遣

(5) 被害者支援隊の活動

生活安全部から旭警察署へ女性警察官を派遣し、独居老人21人の安否確認や高齢者に対する声かけ活動を実施した。

(6) 県外からの避難者に対する支援

移動交番車、交番・駐在所員等による立ち寄り警戒を実施するとともに、積極的な声かけ活動を実施し、県外からの避難者に対する支援を実施した。

8 他県、関係機関への応援要請

(1) 公共土木施設関係

「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」、「地震・風水害・その他災害応急対策に関する業務細目協定」及び「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、(社)千葉県建設業協会、(社)千葉県電業協会、(社)千葉県造園緑化工事業協会、(社)千葉県測量設計業協会、(一社)千葉県地質調査業協会、(一社)千葉県建設コンサルタント業協会及び(社)建設コンサルタンツ協会関東支部に応急措置・応急復旧工事、測量・地質調査・設計業務等の応援要請を行った。

(2) 橋梁調査

「地震災害応急復旧用仮設橋に関する協定」に基づき、(社)日本橋梁建設協会に橋梁の緊急点検の応援要請を行った。

(3) 公共土木施設の点検・災害申請支援

「災害時における業務協力に関する協定」に基づき、特定非営利活動法人防災千葉に対し、県及び市町村管理の道路、河川、急傾斜地について、緊急点検と被災箇所（浦安市、神崎町、東庄町）の災害申請の支援の応援要請を行った。

(4) 下水道関係

「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」及び「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、県内市町村及び関東ブロック幹事県に対し、被災市（浦安市、香取市）に対する人的支援要請及び機材（高圧洗浄車・バキューム車・調査用TVカメラ等）とその作業員支援の応援要請を行った。

(5) 建築関係

(社)千葉県建築士会、(社)千葉県建築士事務所協会及び(一社)日本建築構造技術者協会 関東甲信越支部 J S C A・千葉に対し、被災建築物の

被災度区分判定と復旧に係わる相談対応の応援要請を行った。

(6) 応急仮設住宅関係

ア 「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき(社)プレハブ建築協会に対し、応急仮設住宅の建設に関する住宅建設業者及び資材提供者の斡旋並びに技術指導等の応援要請を行った。

イ 「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」に基づき、(社)千葉県宅地建物取引業協会及び(社)全国日本不動産協会千葉県本部に対し、及び応急仮設住宅の建設を補完するため、民間賃貸住宅の空き家を借り上げ、応急仮設住宅として提供する応援要請を行った。

(7) 水道関係

水道局間と災害時応援協定を締結している関係機関について、手続きとして協定の規定に基づいた要請方法で行った。

また、千葉県内の市町村へ応援要請する千葉県水道災害相互応援協定については、千葉県内水道災害時対処要領による体制で連絡を行い、千葉県知事あて要請書を送付した。

ア 応急給水

平成 23 年 3 月 11 日付け、千葉県水道管工事協同組合

平成 23 年 3 月 11 日付け、日本水道協会関東地方支部

(災害協定により神戸市、阪神水道企業団、
横浜市、川崎市)

平成 23 年 3 月 13 日付け、千葉県知事

(千葉県水道災害相互応援協定)

イ 応援復旧

平成 23 年 3 月 11 日付け、千葉県水道管工事協同組合

平成 23 年 3 月 15 日付け、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市

ウ 資機材

平成 23 年 3 月 16 日付け、東京都

平成 23 年 3 月 16 日付け、日本ダクタイトイル鉄管協会

平成 23 年 3 月 17 日付け、コスモ工機(株)・大成機工(株)

エ 被害調査

平成 23 年 3 月 11 日付け、千葉県水道管工事協同組合

(8) 災害廃棄物処理関係

旭市は、東日本大震災により発生した大量の災害廃棄物を、市単独での処理は困難と判断し、県と(社)千葉県産業廃棄物協会が締結している「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理に関する協定」に基づき、市内仮置場の災害廃棄物に係る分別、運搬・処分等及び全体管理業務に係る支援を要請。

ア 要請期間

災害廃棄物の処理完了まで。

(処理に目処が付いたため、平成 24 年 5 月末に要請に基づく協力体制

- を解除)
- イ 相手方
(社)千葉県産業廃棄物協会
 - ウ 旭市から県への支援要請日
平成 23 年 4 月 7 日
 - エ 県から産業廃棄物協会へ協力要請日
平成 23 年 4 月 7 日
 - オ 産業廃棄物協会から県へ協力可能な協会員状況報告書提出
平成 23 年 4 月 8 日
 - カ 県から旭市へ協力可能な協会員状況報告書通知
平成 23 年 4 月 8 日
 - キ 分別作業開始
平成 23 年 4 月 11 日
- 《参考》地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理に関する協定
- 【相手方】 (社)千葉県産業廃棄物協会
 - 【締結日】 平成 15 年 9 月 11 日
 - 【趣 旨】 地震等の大規模災害が発生し、個々の市町村では対応が困難な場合における災害廃棄物の撤去、運搬及び処分に関し、千葉県が(財)千葉県産業廃棄物協会に協力を求める。
 - 【協力要請内容】 ① 災害廃棄物の撤去
② 災害廃棄物の収集・運搬
③ 災害廃棄物の処分
④ 以上に伴う必要な事業
 - 【手続きの流れ】 ① 支援要請：被災市町村 ⇒ 県
② 協力要請：県 ⇒ (社)千葉県産業廃棄物協会
③ 協力可能な協会員の状況報告書：
(社)千葉県産業廃棄物協会 ⇒ 県 ⇒ 市町村

(9) 交通対策関係

東京電力(株)から計画停電の実施が公表されたことに伴い、多くの鉄道が運休等になり、利用者がバスやタクシーに集中したことから、鉄道駅をはじめ主要なバス・タクシー乗り場での混乱を避けるため、(社)千葉県バス協会会長及び千葉県タクシー協会会長に鉄道駅等主要なバス又はタクシー乗り場における案内、誘導等及びバス車内における利用者の円滑な乗降に係る誘導等の協力を求めた。

(10) 災害救助法関係

ア 災害救助法の適用

県では、平成 23 年 3 月 14 日に県北東部に津波等による被害が生じ、また今後被害が増加する見込みがあることから、災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号の規定により旭市、香取市、山武市及び山武郡九十九里

町の3市1町について発災日より災害救助法を適用し県が救助を実施することとした。

また、平成23年3月24日には、液状化による家屋の被害が判明し住家の被害が多数に及び継続して救助が必要となるため、災害救助法施行令第1条第1項第1号の規定により千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市の3市1区について発災日より災害救助法を適用し県が救助を実施することとした。

なお、救助を迅速に実施する必要があることから、災害救助法を適用した市町に対し、災害救助法第23条第1項各号に掲げる救助のうち、応急仮設住宅の供与、医療及び助産、死体の処理等を除く救助について各市町長に対し委任した。

イ 災害救助法に基づく応援要請

県内6市1町1区に災害救助法が適用されたこと及び他の都道府県へ避難している被災者が多数であることから、各都道府県知事に対し災害救助法に基づく応援要請を行った。

(11) ペットの避難・救護

災害時動物救護活動マニュアルに基づき、(社)千葉県獣医師会、千葉県飼鳥獣商組合及び(財)千葉県動物保護管理協会と連絡調整のうえ、千葉県動物救護本部及び千葉県動物救護センターを設置したほか、千葉県動物愛護ボランティアに対し、被災動物の一時預かり協力を依頼した。

また、緊急災害時動物救護本部（事務局：(財)日本動物愛護協会内）に対し、動物救護活動に使用する物資（ドッグフード、キャットフード、ペットシート、ケージ、リード、鎖等）の支援を要請した。

第2節 市町村の初動対応と支援・連携

1 市町村の災害対策本部等の活動状況

県内の全市町村において災害対策本部等が設置され、初動体制がとられた。

表 3-2-1 市町村災害対策本部の設置状況

市町村名	災害対策本部等配備名	設置日時	廃止日時
千葉市	災害対策本部	3月11日15時30分	現在継続中
銚子市	災害対策本部	3月11日15時10分	9月30日12時00分
市川市	災害対策本部	3月11日15時45分	6月30日23時59分
船橋市	災害対策本部に準じた 警戒本部体制	3月11日15時10分	平成24年4月30日17時15分
館山市	館山市災害対策本部	3月11日15時33分	3月12日14時13分
木更津市	警戒配備	3月11日15時00分	3月13日8時30分
松戸市	警戒本部	3月11日14時55分 ※3月14日8時30分より 松戸市東北地方太平洋 沖地震対策本部へ移行	9月30日16時30分
野田市	野田市災害対策本部	3月11日15時00分	3月12日15時30分
茂原市	第2配備	3月11日14時49分	3月12日18時00分
成田市	成田市災害対策本部	3月11日15時00分	4月28日12時00分
佐倉市	佐倉市災害対策本部	3月11日15時30分	3月13日11時30分
東金市	東金市災害対策本部	3月11日14時46分	3月13日12時00分
旭市	災害対策本部	3月11日15時10分	6月10日16時00分
習志野市	習志野市災害対策本部	3月11日14時55分	12月28日17時00分
柏市	柏市災害対策本部	3月11日14時46分	現在継続中
勝浦市	災害対策本部	3月11日15時00分	3月12日14時30分
市原市	災害対策本部	3月11日15時00分	3月12日12時30分
流山市	流山市災害対策本部	3月11日16時00分	5月31日11時00分
八千代市	災害対策本部	3月11日14時46分	3月12日14時46分
我孫子市	災害対策本部	3月11日15時55分	8月11日14時46分
鴨川市	地震による災害対策本部	3月11日15時00分	3月12日15時30分
鎌ヶ谷市	災害対策本部	3月11日17時00分	平成25年1月16日8時30分
君津市	災害対策本部	3月11日16時00分	3月11日23時00分
富津市	富津市災害対策本部	3月11日16時09分	3月12日14時50分
浦安市	浦安市災害対策本部	3月11日15時50分	5月2日より 浦安市災害復興本部へ移行
四街道市	四街道市災害対策本部	3月11日18時40分	5月18日10時15分
袖ヶ浦市	警戒配備	3月11日14時46分	3月13日7時30分
八街市	八街市災害対策本部	3月11日15時00分	6月21日14時00分
印西市	印西市災害対策本部	3月11日14時46分	5月10日17時00分
白井市	白井市災害対策本部	3月11日16時00分	3月13日9時40分
富里市	地震対策本部	3月11日15時45分	6月10日17時00分

市町村名	災害対策本部等配備名	設置日時	廃止日時
南房総市	災害対策本部	3月11日15時30分	3月12日14時20分
匝瑳市	3月11日地震による 災害対策本部	3月11日14時50分	4月1日8時30分
香取市	香取市災害対策本部	3月11日14時50分	5月23日9時00分
山武市	災害対策本部	3月11日15時00分	6月1日10時00分
いすみ市	いすみ市災害対策本部	3月11日15時05分	3月12日14時15分
酒々井町	警戒配備	3月11日15時50分	3月12日22時00分
栄町	栄町災害対策本部	3月11日18時10分	5月23日17時00分
神崎町	神崎町災害対策本部	3月11日14時47分	平成24年12月31日17時15分
多古町	多古町災害対策本部	3月11日14時48分	5月11日17時15分
東庄町	東庄町災害対策本部	3月11日14時50分	4月25日17時00分
大網白里町	災害対策本部	3月11日16時00分	3月12日18時00分
九十九里町	九十九里町災害対策本部	3月11日15時00分	3月12日16時30分
芝山町	第2配備	3月11日15時15分	3月12日21時12分
横芝光町	横芝光町災害対策本部	3月11日15時00分	4月1日8時30分
一宮町	一宮町災害対策本部	3月11日14時55分	3月12日17時20分
睦沢町	睦沢町災害対策本部	3月11日16時00分	3月11日22時00分
長生村	東北地方太平洋沖地震 災害対策本部	3月11日14時55分	3月12日14時08分
白子町	災害対策本部	3月11日15時00分	3月12日14時00分
長柄町	第3配備	3月11日15時00分	3月11日19時15分
長南町	警戒配備	3月11日15時00分	3月11日19時30分
大多喜町	第1配備	3月11日15時00分	3月11日22時00分
御宿町	御宿町災害対策本部	3月11日15時18分	3月12日14時30分
鋸南町	震度5強の地震による 鋸南町災害対策本部	3月11日15時00分	3月12日14時00分

2 避難勧告と避難指示

海岸線を有する27市町村のうち、12市町村で避難勧告、6市町村で避難指示を行った。

避難勧告を行った市町村：銚子市、旭市、市原市、南房総市、いすみ市、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、御宿町、鋸南町

※市原市にあっては石油コンビナート火災に伴う避難勧告

避難指示を行った市町村：館山市、勝浦市、匝瑳市、山武市、大網白里町、九十九里町

表 3-2-2 避難勧告状況

市町村名	地区名	勧告日時	解除日時
銚子市	市内全域	3月11日15時10分	3月12日16時30分
旭市	市内全域	3月11日15時25分	3月13日18時45分

市町村名	地区名	勧告日時	解除日時
市原市	五井地区全域	3月11日17時15分	3月12日7時00分
南房総市	海岸部・河川部	3月11日16時20分	3月12日13時50分
いすみ市	海岸地域	3月11日15時20分	3月12日14時15分
横芝光町	町内全域	3月11日15時14分	3月12日15時35分
一宮町	町内全域	3月11日14時55分	3月12日14時08分
睦沢町	寺崎地区・川島地区	3月11日16時30分	3月11日21時30分
長生村	一松地区	3月11日14時55分	3月12日14時05分
白子町	海岸地域	3月11日15時00分	3月12日14時00分
御宿町	海岸地区	3月11日16時35分	3月12日14時30分
鋸南町	町内全域	3月11日15時00分	3月12日14時00分

表 3-2-3 避難指示状況

市町村名	地区名	指示日時	解除日時
館山市	市内海岸部全域・河川周辺	3月11日16時13分	3月12日14時13分
勝浦市	勝浦地区・興津地区	3月11日16時10分	3月12日13時50分
匝瑳市	海岸地域全域	3月11日15時00分	3月13日0時10分
山武市	海岸地域全域	3月11日16時17分	3月12日16時30分
大網白里町	白里地区	3月11日15時01分	3月12日13時35分
九十九里町	海岸区域住民	3月11日15時00分	3月12日14時00分

3 避難所の開設数と避難者数

避難所については、3月12日7時00分調査時点が最も多かったものと推定され、48市町村で593カ所開設され、47,270人が避難した。表3-2-4、表3-2-5はそれぞれの日時における開設施設数と人数である。

※ 酒々井町、長柄町、長南町、睦沢町、大多喜町、君津市では避難所の開設はなし

表 3-2-4 避難所開設状況 (施設)

市町村名	11日 24時	12日 7時	12日 13時	12日 18時	13日 9時	13日 17時
千葉市	42	60	60	10	9	2
銚子市	20	23	17	23	7	1
市川市	18	43	14	2	2	0
船橋市	21	57	12	10	9	9
館山市	15	6	2	0	0	0
木更津市	16	16	4	2	1	0
松戸市	22	27	11	3	3	2
野田市	0	1	1	1	1	1
茂原市	1	2	2	0	0	0
成田市	16	15	15	15	12	3
佐倉市	39	39	38	38	3	0
東金市	8	8	2	2	2	0
旭市	8	10	10	10	10	10

市町村名	11日 24時	12日 7時	12日 13時	12日 18時	13日 9時	13日 17時
習志野市	12	16	16	12	2	0
柏市	7	19	12	3	4	1
勝浦市	12	12	12	2	0	0
市原市	19	14	3	2	0	0
流山市	4	6	6	0	0	0
八千代市	18	19	9	2	2	0
我孫子市	8	8	5	4	4	4
鴨川市	3	3	2	0	0	0
鎌ヶ谷市	3	4	4	1	1	0
君津市	2	0	0	0	0	0
富津市	16	10	5	0	0	0
浦安市	49	33	33	33	29	29
四街道市	2	2	1	1	1	1
袖ヶ浦市	1	1	0	0	0	0
八街市	1	1	1	1	0	0
印西市	22	17	15	8	6	2
白井市	7	7	7	0	0	0
富里市	1	2	1	1	1	0
南房総市	26	19	7	4	0	0
匝瑳市	8	7	8	2	1	1
香取市	5	4	4	4	4	4
山武市	15	15	11	6	5	1
いすみ市	11	9	8	8	0	0
酒々井町	0	0	0	0	0	0
栄町	1	1	0	0	0	0
神崎町	1	1	1	1	1	1
多古町	1	1	0	1	1	0
東庄町	4	4	4	4	2	0
大網白里町	9	9	10	2	1	0
九十九里町	4	4	4	1	0	0
芝山町	16	1	0	0	0	0
横芝光町	9	9	6	2	1	1
一宮町	14	14	14	1	1	1
睦沢町	2	0	0	0	0	0
長生村	3	1	1	0	0	0
白子町	4	4	5	0	0	0
長柄町	0	0	0	0	0	0
長南町	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0	0	0	0	0	0
御宿町	4	4	4	0	0	0
鋸南町	6	5	2	0	0	0

表 3-2-5 避難者状況

(人)

市町村名	11日 24時	12日 7時	12日 13時	12日 18時	13日 9時	13日 17時
千葉市	414	5,000	1,048	60	90	0
銚子市	3,500	4,100	1,691	4,391	102	15
市川市	100	2,000	70	49	47	0
船橋市	2,639	5,414	238	120	45	4
館山市	352	238	26	0	0	0
木更津市	27	49	27	3	4	0
松戸市	403	1,071	133	86	44	16
野田市	0	18	4	1	1	1
茂原市	5	131	0	0	0	0
成田市	1,376	1,169	511	152	116	55
佐倉市	250	321	130	28	11	0
東金市	638	548	32	33	23	0
旭市	2,170	2,963	2,963	1,763	1,295	1,134
習志野市	3,000	3,100	730	640	11	0
柏市	826	914	127	12	19	1
勝浦市	385	95	122	26	0	0
市原市	1,142	857	36	25	0	0
流山市	200	351	351	0	0	0
八千代市	800	1,060	190	85	100	0
我孫子市	140	140	68	14	14	2
鴨川市	51	43	39	0	0	0
鎌ヶ谷市	67	291	64	10	8	0
君津市	16	0	0	0	0	0
富津市	1,386	580	267	0	0	0
浦安市	5,000	5,000	3,300	3,300	215	215
四街道市	23	39	0	0	0	0
袖ヶ浦市	50	50	0	0	0	0
八街市	30	40	40	0	0	0
印西市	250	440	372	64	41	0
白井市	214	292	127	0	0	0
富里市	6	1	2	0	0	0
南房総市	1,275	451	113	75	0	0
匝瑳市	1,564	1,500	791	14	16	4
香取市	300	590	590	590	300	300
山武市	2,000	2,000	739	380	197	25
いすみ市	552	409	76	76	0	0
酒々井町	0	0	0	0	0	0
栄町	12	17	0	0	0	0
神崎町	80	30	87	87	30	10
多古町	14	16	0	3	4	0
東庄町	550	557	77	77	95	0

市町村名	11日 24時	12日 7時	12日 13時	12日 18時	13日 9時	13日 17時
大網白里町	843	843	98	19	5	0
九十九里町	1,940	1,940	304	13	0	0
芝山町	15	15	0	0	0	0
横芝光町	800	800	170	29	13	13
一宮町	927	927	116	1	0	0
睦沢町	150	0	0	0	0	0
長生村	210	210	5	0	0	0
白子町	700	310	90	0	0	0
長柄町	0	0	0	0	0	0
長南町	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0	0	0	0	0	0
御宿町	90	106	36	0	0	0
鋸南町	894	234	60	0	0	0

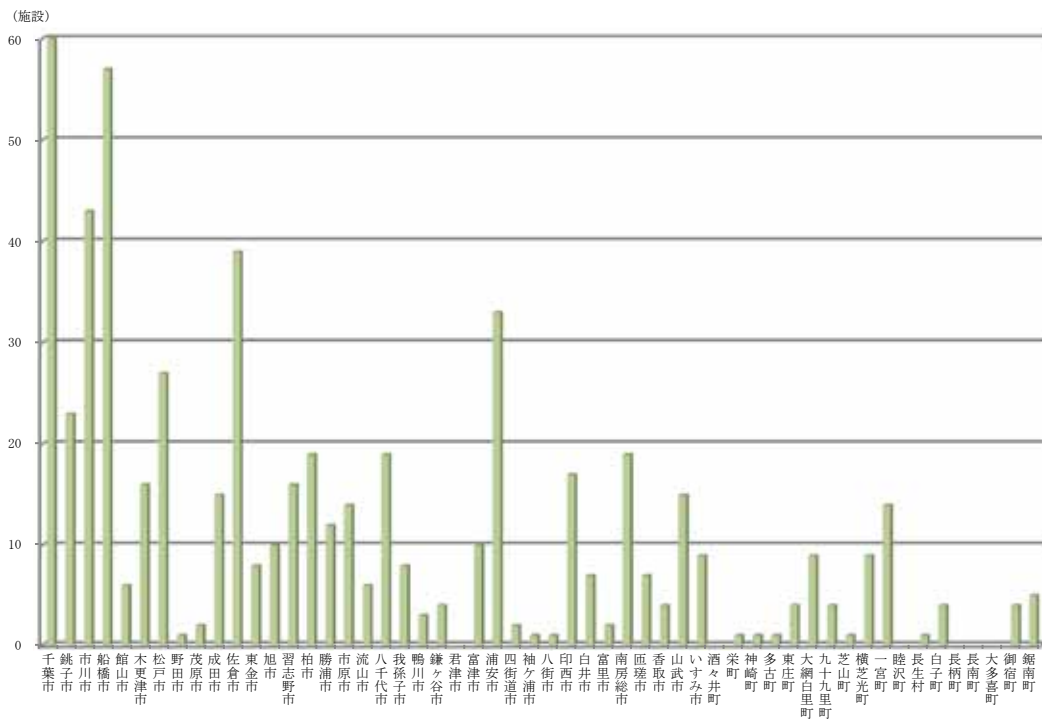


図 3-2-1 市町村別避難所開設数 (最大時)

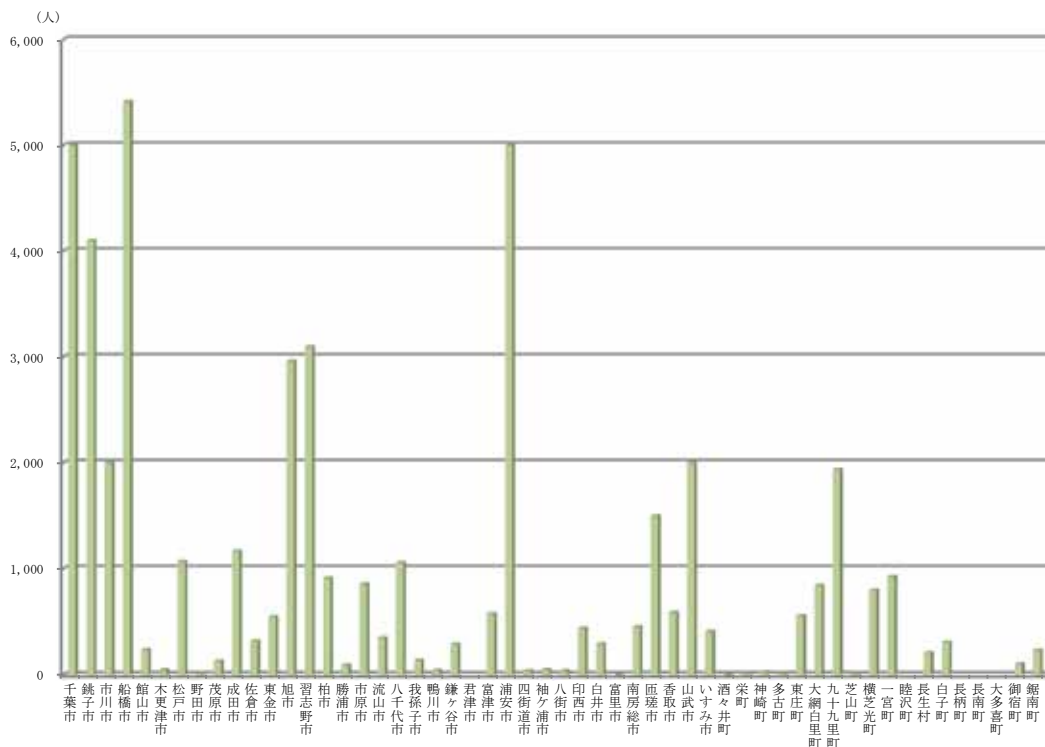


図 3-2-2 市町村別避難者数 (最大時)

4 り災証明の発行

(1) り災証明の発行

り災証明書とは、災害により被災した住宅の「被害の程度」を市町村が証明するものである。

この証明書は、被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理等様々な被災者支援措置を受ける際に必要となる。

り災証明書を発行する場合は、内閣府が示している「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を基に、市町村において被災した住宅の被害の程度（全壊、半壊等）を認定する被害認定が行われる。

東北地方太平洋沖地震の発生により、被害のあった各市町村では被災者からの申請を受け、被害認定及びり災証明書の発行が進められたが、様々な応急復旧対策を迫られるなかで大変時間を要した。

平成 23 年 3 月 31 日には内閣府から、迅速に認定を実施し、速やかにり災証明書を発行するため、津波及び地震による住家被害について、東北地方太平洋沖地震に限定した簡便な調査方法が示された。

(2) 被災者生活再建支援法での支援

大震災前の被災者生活再建支援法の基準では、県内の東京湾岸の埋立地や河川沿いの低地などで発生した、液状化被害による住家の沈下、抜け上

がりといった被害まで想定されておらず、多くの世帯が支援を受けられない状況であった。そこで、県は住宅地盤の復旧工事費や半壊と認定された世帯の住宅の補修費を助成する液状化等被害住宅再建支援事業を検討するとともに、平成23年4月15日に国に対してこのような世帯に積極的な支援を行うよう緊急要望を行った。

その後、内閣府が平成23年5月2日に地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法を作成したことで、助成対象が拡大され、液状化等被害住宅再建支援事業についても、平成23年6月から各被災市町村において順次実施された。

市町村におけるり災証明書の発行件数は以下のとおりである。

○平成23年6月1日現在	56,405件	(地震発生から約3カ月後)
○平成23年9月1日現在	91,792件	(同 約6カ月後)
○平成24年3月1日現在	128,662件	(同 約1年後)
○平成24年9月1日現在	139,268件	(同 約1年半後)

第3節 国の初動対応と支援・連携

1 自衛隊の支援状況

県では、3月12日午前1時00分、自衛隊に対し災害派遣要請を行い、広範囲にわたり甚大な被害が発生した地域に対し、応急給水支援、食料・毛布等の物資を輸送する支援活動を実施した。

陸上自衛隊による給水支援は、3月12日から4月5日までの間、習志野市、浦安市、印西市、香取市、旭市、山武市に対し行った。

また、浦安市においては、海上自衛隊よる水船が横須賀から派遣され、給水支援に当たった。

(1) 陸上自衛隊

ア 災害派遣要請

- 災害派遣期間 3月12日～4月5日
- 物資搬送（毛布等）4市5町（成田市、香取市、南房総市、旭市、いすみ市、勝浦市、一宮町、白子町、御宿町、九十九里町、横芝光町）
- DMATの搬送（成田空港→福島空港）
- 給水（給水車）7市（習志野市、浦安市、印西市、香取市、旭市、東金市、山武市） 計約1,600t



写真 3-3-1 陸上自衛隊による習志野市における給水活動（自衛隊提供）

イ 救援物資の搬送依頼要請

- 被災地への物資搬送（市町村、県内法人・個人の大口の救援物資）
- 活動期間 3月17日～4月8日



写真 3-3-2 陸上自衛隊による物資輸送（自衛隊提供）

(2) 海上自衛隊

ア 災害派遣要請

○災害派遣期間 3月13日～3月22日

○給水（水船による給水車への給水支援）1市（浦安市）計約1,500t



写真 3-3-3 海上自衛隊による浦安市における給水活動（自衛隊提供）

2 国土交通省の支援状況

国土交通省では、大規模自然災害が発生した際に、被災状況の迅速な把握や被災地の早期復旧など、被災地方公共団体が行う災害応急対策に対する技術的支援を行うために、TEC-FORCE（テックフォース）と呼ばれる緊急災害対策派遣隊を編成している。

今回の震災では、道路、橋梁、河川、下水道等の復旧支援のため、旭市、習志野市、八千代市、我孫子市、浦安市、香取市、東庄町及び千葉市に対し、延べ人数365人のTEC-FORCEが派遣された。

第4節 防災関係機関の初動対応と支援・連携

1 水道事業者の初動状況

(1) 応急給水

7事業体からの応急給水の要請に基づき、3月12日から4月19日まで、給水車延べ656台を派遣した。

表 3-4-1 応急給水の状況

	事業体名	応援内容	延べ台数	応援期間	要請根拠等
1	山武郡市広域水道企業団	県水道局 給水車	1台	H23. 3. 13 (1日)	千葉県協定
		自衛隊 給水車	6台	H23. 3. 12~3. 14 (3日)	災対本部から
2	香取市	八千代市 給水車	1台	H23. 3. 13 (1日)	千葉県協定
		鴨川市 給水車	4台	H23. 3. 13~3. 21 (4日)	〃
		成田市 給水車	1台	H23. 3. 14 (1日)	〃
		東庄町 給水タンク	15台	H23. 3. 16~3. 30 (15日)	〃
		所沢市 給水車	3台	H23. 3. 13~3. 15 (3日)	日水協協定
		深谷市 給水タンク	10台	H23. 3. 16~3. 25 (10日)	〃
		埼玉県 給水車	22台	H23. 3. 16~4. 6 (22日)	〃
		民間企業 給水車	12台	H23. 3. 16~3. 27 (12日)	企業からの申出
		自衛隊 給水車	120台	H23. 3. 12~4. 4 (24日)	災対本部から
3	旭市	東総広域水道企業団給水タンク	39台	H23. 3. 12~4. 19 (39日)	千葉県協定
		長生郡市広域市町村圏組合給水車	13台	H23. 3. 19~3. 31 (13日)	〃
		トラック協会海匝支部タンク	1台	H23. 3. 12 (1日)	協会からの申出
		自衛隊 給水車	22台	H23. 3. 12~3. 19 (8日)	災対本部から
4	八匝水道企業団	八千代市 給水車	1台	H23. 3. 12 (1日)	千葉県協定
5	東庄町	市原市 給水車	2台	H23. 3. 12~3. 13 (2日)	千葉県協定
		県水道局 給水車	1台	H23. 3. 13 (1日)	〃
6	県水道局	柏市 給水車	9台	H23. 3. 14~3. 22 (9日)	千葉県協定
		千葉県 給水車	8台	H23. 3. 13~3. 20 (8日)	自主応援
		給水タンク	8台	H23. 3. 13~3. 20 (8日)	
		横浜市 給水車	20台	H23. 3. 13~3. 22 (10日)	日水協協定
		川崎市 給水車	11台	H23. 3. 12~3. 22 (11日)	〃
		神戸市 給水車	18台	H23. 3. 13~3. 18 (6日)	〃
		阪神水道企業団 給水車	6台	H23. 3. 13~3. 18 (6日)	〃
自衛隊 給水車	299台	H23. 3. 12~3. 24 (13日)	災対本部から		
7	印西市	自衛隊 給水車	3台	H23. 3. 12~3. 13 (2日)	災対本部から

※ 千葉県協定：「千葉県水道災害相互応援協定」（総合企画部水政課所掌）

日水協協定：「(社)日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定」（千葉県水道局所掌）

ア 拠点給水

千葉県水道局では、地震による断減水に伴い3月11日から以下の浄水場及び給水場で応急給水を開始した。

地震による浄水・給水施設への影響が少なかったため、震災直後から拠点給水を開始した。また、妙典給水場は本来無人施設ではあるが、職員及び委託業者により拠点給水及び給水車両への給水を行った。

これらの拠点給水は、3月31日をもって閉鎖した。

表 3-4-2 拠点給水機場と給水区城市

拠点給水機場	給水市
柏井浄水場、誉田給水場	千葉市
船橋給水場、北船橋給水場	船橋市
妙典給水場	市川市
栗山浄水場、ちば野菊の里浄水場	松戸市
松戸給水場	〃
福増浄水場	市原市
北総浄水場	印西市
成田給水場	成田市

イ 運搬給水

千葉県水道局の運搬給水は、給水車と1t給水タンクを搭載したトラックで行った。

災害時の応援協定を締結している千葉県水道管工事協同組合の協力を得て、給水車等79台により市の指定する医療施設及び小学校等へ水道水を運搬給水した。運搬給水には、県外の神戸市、阪神水道企業団、横浜市、川崎市及び県内の柏市、千葉市の各水道事業体並びに自衛隊の応援も得た。

市川市及び浦安市においては、発災直後から3月31日の応急給水終了までの間、医療施設及び小学校等の合計43ヶ所で応急給水を行った。

また、被災当初は、透析を行っている病院へ給水車が巡回して応急給水を行った。

ウ 仮配管及び仮設給水栓による給水

液状化による漏水被害の多い浦安市の舞浜地区と今川地区において、仮設配水管を地区の外周に設置するとともに、等間隔で共同給水栓を設置し、地区住民への応急給水を行った。

エ アルミボトル水の提供

千葉県水道局では、3月16日に、浦安市の要請を受けてアルミボトル水(375ml 缶)を10,000本送った。

オ 非常用飲料水袋の提供

給水車等による応急給水においては、各水道事務所・支所及び幕張倉庫に備蓄している非常用飲料水袋（6ℓ, 10ℓ）約 39,000 枚を小学校等の給水場所で被災者に配付した。

表 3-4-3 応急給水活動の概要

項目	活動内容
応急給水期間	平成 23 年 3 月 12 日～3 月 31 日
断水・減水戸数	全体で 178,000 戸（うち市川市 83,000 戸、浦安市 77,000 戸）
応急給水対応	11 の浄水場・給水場での拠点給水、給水車等 79 台による運搬給水
動員数	局職員及び管工事協同組合員で延べ 1,500 人

(2) 応急給水の応援状況（千葉県水道局）

応急給水における他水道事業者からの応援状況は下表のとおりで、他水道事業者の応援給水が終了した以降も応急復旧の進展に伴い、応急給水の規模は縮小しながら 3 月 31 日まで応急給水を継続した。

表 3-4-4 応急給水における他水道事業者からの応援状況

事業者	応援期間	日数	人数	給水車両等	給水場所
川崎市	3/12～22	11	3	給水車(2m ³ -1台)	浦安市
横浜市	3/13～22	10	6	給水車(2m ³ -2台)	浦安市
神戸市	3/13～18	6	8	給水車(2m ³ -1台) 給水車(3m ³ -2台)	浦安市
阪神水道 企業団	3/13～18	6	9	給水車(2m ³ -1台) ライトバン(2台)	浦安市
千葉市	3/13～20	8	4	給水車(2m ³ -1台) 給水タンク(2m ³ -1台)	千葉市美浜区幸町 稲毛海岸
柏市	3/14～22	9	2	給水車(2m ³ -1台)	市川市・浦安市

※ この他に、海上自衛隊の応援を得た（水船による給水車への応援）：3 月 13 日から 3 月 21 日まで。

2 公共土木施設等の協力機関の初動状況

(1) (社)千葉県建設業協会

ア 葛南土木事務所・葛南港湾事務所等（建設業協会京葉支部）

【概要】

被害が甚大だった葛南土木管内では、建設業協会京葉支部の各社が大震災の直後から災害時の協力体制に基づき支部内のパトロールの実施、被害情報の報告、通行確保のための応急措置等に努めた。

特に東京湾沿岸地域においては、液状化による土砂の噴出や施設被害が多く発生したため、地元の事情に精通している協会会員の協力を得て、通行確保のための作業を行った。

【活動状況】（京葉支部）

○ 人的対応

(ア) 日別

3月11日	24社	44人
3月12日	10社	70人
3月13日	2社	8人
3月14日	6社	52人
3月15日	2社	20人

※以降も実施

(イ) 全体

30社 延べ約384人



写真 3-4-1 土砂撤去 葛南港湾事務所

○ 対応内容

(ア) 主な対応内容

- 道路・河川・海岸等の公共施設の点検パトロール
- (一)西浦安停車場線等の液状化噴出土砂撤去、及び段差、陥没箇所等の応急復旧
- 堤防亀裂部におけるブルーシート等による保護
- 中央地区臨港道路等の液状化噴出土砂撤去、舗装版撤去

(イ) 復旧箇所

- 葛南土木事務所
 - ・(一)西浦安停車場線、(一)船橋埠頭線
 - ・(一)境川、(二)猫実川、浦安・浦安海岸
- 葛南港湾事務所
 - ・船橋市潮見町・栄町・日の出・高瀬町

イ 柏土木事務所（建設業協会 東葛支部）

【概要】

地震発生直後から電話が不通になったことから、建設業協会に対しぐさまパトロールの依頼はできなかったが、職員がパトロールの際、口頭で指示したり、協会自らパトロールを行い、結果報告をするために直接事務所に来るなど、協会の迅速な対応により初期段階の被害の把握が比較的早期に行えた。

管内の道路では(主)千葉竜ヶ崎線及び(国)356号(我孫子市布佐地先)の液状化による被害が甚大であり早期に通行止めをする必要があった。完全に通行止めとなったのは3月11日19時からであるが、事務所からの指示により東葛支部による交通誘導及び現場の応急対応を進めた。(国)356号について3月25日に完全通行解放するまでの間に延べ約500人により交通誘導や噴砂の清掃、舗装の復旧などの復旧作業を行った。また、(主)千葉竜ヶ崎線については各占用機関等との調整を図りながら

東葛飾支部による復旧作業を進め、完全開放が4月18日となった。

【活動状況】（東葛支部）

○ 人的対応

日別

3月11日 5社 73人

3月12日 6社 59人

3月13日 4社 42人

※以降も実施

全体

9社 延べ約500人



写真 3-4-2 (一)白井流山線 舗装工

○ 対応内容

主な対応内容

- ・我孫子市布佐の液状化箇所への復旧対応
- ・定期的な道路パトロール
- ・被災箇所の軽微な復旧対応

復旧箇所

- ・道路における緊急対応箇所2箇所
 (主)千葉竜ヶ崎線、(国)356号我孫子市布佐
 (一)白井流山線、柏市逆井

ウ 印旛土木事務所（建設業協会北総支部）

【概要】

印旛土木事務所と千葉県建設業協会北総支部とは、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定」に基づき、あらかじめ道路、河川等についてパトロール等を担当する建設会社及び箇所が具体的に決められていることから、震災時に迅速に対応することができた。

地震発生により、(国)356号（印旛郡栄町西地先外）では、道路盛土法面崩壊による路面亀裂など被害が発生した。印旛土木事務所からの要請により、北総支部では、ただちに3月12日法面崩壊部をブルーシートで保護するとともに、3月16日夜には法面崩落亀裂の拡大が確認されたことから、車道片側規制及び歩道部通行止めの対策を講じた。

さらに3月19日夜には、平岡交差点（印西市平岡）から若草大橋（栄町北）まで、車道の全面通行止めの処置及び迂回路確保とともに安全施設、看板設置、ガードマン配置等の対策を講じ、交通の安全を確保した。

【活動状況】（北総支部）

○ 人的対応

日別

3月11日 15社 48人

3月12日 15社 61人

3月13日 15社 57人

※以降も実施

全体

15社 延べ約650人

○ 対応内容

主な対応内容

- ・(国)356号及び(主)鎌ヶ谷本埜線の全面通行止め、迂回路確保の処置と安全対策
- ・車道部及び歩道部の沈下、隆起、亀裂等の復旧
- ・河川堤防亀裂等における土のう、ブルーシート等による保護

復旧箇所

- ・道路における緊急対応箇所9箇所
(国)356号、(国)464号、(主)鎌ヶ谷本埜線、(主)佐倉印西線 等
- ・河川における緊急対応箇所20箇所
(一)北印旛沼、(一)西印旛沼、(一)鹿島川、(一)高崎川 等

エ 成田土木事務所（建設業協会 北総支部・香取支部）

【概要】

成田市花崎町において震度6弱を記録した。直ちに北総・香取支部各社は11日から12日にかけて担当する道路河川急傾斜地のパトロールを実施し、国県道7箇所、河川12箇所、がけ地3箇所の亀裂・沈下・崩壊等を確認した。

特に緊急輸送路国道464号は盛土部100mに渡り沈下亀裂と1m近い段差が発生、全面通行止め・迂回路設置を行い、年度末とプラント被災による復旧資材調達がままならない状況だったが、8日後の19日には全面開通することができた。

【活動状況】

○ 人的対応

日別

3月11日 11社 39人

3月12日 15社 82人

3月13日～30日 18社 135人

※以降も実施

全体



写真 3-4-3 (国)356号
法面崩壊による路面亀裂



写真 3-4-4 (国)356号
法面崩壊による路面亀裂



写真 3-4-5 (国)464号
路床崩壊による段差状況

[北総支部] 15社 延べ約1500人
 [香取支部] 3社 延べ約50人

○ 対応内容

主な対応内容

- ・道路、河川、がけ地の公共施設の点検パトロール
- ・(国)464号甚兵衛大橋取り付け道路の復旧
- ・車道部及び歩道部の沈下、隆起、亀裂等の復旧
- ・通行止め箇所バリケード等の安全施設の設置管理
- ・堤防亀裂部における土のう、ブルーシート等による保護

復旧箇所

- ・国県道における緊急対応箇所7箇所
 (国)464号 成田市北須賀、大袋 等
- ・河川における緊急対応箇所12箇所
 (一)根木名川、(一)栗山川 等

オ 香取土木事務所(建設業協会香取支部)

【概要】

香取土木事務所と協会支部との間には、あらかじめ道路、河川、急傾斜地をパトロールする担当路線や箇所が決められており、これにより震災時について、迅速に対応することができた。

小野川では、最下流部(香取市佐原地先)において周辺地盤の液状化により河道閉塞が生じたが、3月17日に水上施工も可能な泥上掘削機によって、同日中に河道を確保した。

(国)356号においては、利根川沿い(香取市篠原外)において段差・亀裂が生じたが3月12日に碎石、砂を充填することによって緊急対策を施し、3月29日には仮舗装をすることにより応急復旧した。

【活動状況】(香取支部)

○ 人的対応

日別

3月11日 10社 20人

3月12日 12社 63人

3月13日 4社 34人

※余震が続いたため、その後も継続的に実施。

全体

25社 延べ約250人

○ 対応内容

主な対応内容



写真3-4-6 (一)小野川 河道掘削

- ・(国)356号の各橋梁の橋台背面の沈下による段差の解消
- ・車道部及び歩道部の沈下、隆起、亀裂等の復旧
- ・通行止め箇所バリケード等の安全施設の設置
- ・(一)小野川、(一)上八間川の河道掘削
- ・堤防亀裂部における土のう、ブルーシート等による保護

復旧箇所

- ・道路における緊急対応箇所約20箇所
(国)356号 香取市篠原、香取市飯島 外
- ・河川における緊急対応箇所4箇所
(一)小野川、(一)上八間川

カ 海匠土木事務所(建設業協会 八日市場支部・銚子支部)

【概要】

被害が甚大だった海匠土木管内では、建設業協会八日市場支部及び銚子支部の各社が大震災の直後から災害時の協力体制に基づき支部内のパトロールの実施、被害情報の報告、通行確保のための応急措置等に努めた。

特に津波被害が大きかった旭市飯岡地区においては、緊急輸送道路である(主)飯岡一宮線も、津波の引き潮で3~4kmにわたり倒壊家屋等のがれきにより道路が通行止めとなった。

現地に入れるようになった3月13日から16日にかけて、銚子支部(延べ約100人)が復旧に当たり、その後、3月17日から八日市場支部が合流し、がれきの作業に当たり、3月20日までに作業関係者の通行が確保されるに至った。

地元の事情に精通している協会会員の作業(延べ約500人)により、がれきの撤去作業も3月23日にはほぼ終了した。

【活動状況】(八日市場支部、銚子支部)

○ 人的対応

日別

3月11日 11社 15人

3月12日 14社 16人

3月13日 12社 26人

※以降も実施

全体

[八日市場支部] 18社 延べ約159人 写真3-4-7 (主)飯岡一宮線 倒壊物撤去

[銚子支部] 4社 延べ約392人



○ 対応内容

主な対応内容

- ・(主)飯岡一宮線の津波による倒壊物の撤去
復旧箇所
 - ・(主)飯岡一宮線、旭市下永井～中谷里
- キ 夷隅土木事務所（建設業協会 夷隅支部）

【概要】

緊急（災害）時における各社担当エリアのもと、夷隅土木事務所からの依頼及び必要に応じての対応を行った。

3月11日15時から管内の緊急輸送道路1次路線等のパトロールを実施した。

3月12日には、7時から若潮棧(いすみ市岬町三軒屋)付近の津波被災箇所バリケードを設置するとともに、8時30分から和泉浦海岸の津波被災箇所バリケードを設置した。さらに、15時から道路パトロール及び県道九十九里一宮大原自転車道路に防砂板等の崩落物のためバリケードや交通止め看板を設置した。3月14日15時には、交通止め看板を撤去し交通開放が出来た。

また、3月14日8時から管内のトンネル前後に「トンネル照明消灯・注意」の貼り紙の設置をした。

【活動状況】（夷隅支部）

○ 人的対応

日別

3月11日	4社	6人
3月12日	3社	8人
3月14日	11社	24人

全体

18社 延べ約38人

○ 対応内容

主な対応内容

- ・(国)128号、(国)297号、(国)465号等の道路パトロール
- ・若潮棧付近の津波被災箇所のバリケード設置
- ・県道九十九里一宮大原自転車道路等の看板、バリケード設置
- ・和泉浦海岸の津波被災箇所のバリケード設置
- ・管内トンネル前後に「トンネル照明消灯・注意」の貼り紙の設置

復旧箇所

- ・若潮棧(いすみ市岬町三軒屋)
- ・県道九十九里一宮大原自転車道路(いすみ市岬町和泉)
- ・和泉浦海岸(いすみ市岬町和泉)

- ク 千葉港湾事務所（建設業協会千葉支部）



写真 3-4-8 和泉浦海岸 バリケード設置

【概要】

3月17日に海上保安部より、液状化により沈下した市原防波堤について、船舶航行の安全確保の依頼があり、同日中に、資材置場にあった浮標灯を設置するよう建設業協会に要請した。3月21日には浮標灯の設置作業を開始し、設置することが出来た。



写真 3-4-9 堤防の沈下（被災状況）



写真 3-4-10 浮標灯設置

【活動状況】（千葉支部）

○ 人的対応

日別

3月21日 1社 8人

○ 対応内容

主な対応内容

- ・市原防波堤に浮標灯の設置

復旧箇所

- ・千葉港八幡地区 市原市八幡海岸通 市原防波堤

(2) (一社)千葉県電業協会

【概要】

震災発生後速やかに公共土木施設の自主点検を実施し、安全確認を行った。また、柏土木事務所などの要請により、電力不足による節電対策として道路照明灯の消灯作業を実施した。さらに、東葛飾土木事務所からの要請により、(一)松戸三郷線（上葛飾橋）において、地震により破損した照明灯灯具の撤去を実施した。

【活動状況】

○ 人的活動

- ・照明灯の撤去 2社 延べ 6人
(東葛飾土木)
- ・照明灯の消灯 26社 延べ52人
- ・自主点検活動 40社 約80人



写真 3-4-11 (一)松戸三郷線 照明灯灯具撤去

(3) (社)千葉県造園緑化工事業協会

【概要】

千葉土木事務所などからの要請により液状化及び津波による被害が発生した幕張海浜公園において、被災状況を確認し、危険箇所の閉鎖及び園路・広場の応急復旧、液状化による土砂撤去を行った。

ア 千葉土木事務所（造園緑化工事業協会）

【概要】

地震の液状化現象により、幕張海浜公園内の園路広場等に多数の亀裂・隆起・陥没が発生したため、噴き上げた土砂の撤去、破損した園路広場の仮復旧、危険箇所のバリケード設置等を実施した。

【活動状況】

○ 人的対応

日別

3月11日	1社	4人
3月12日	1社	28人
3月16日	2社	13人
3月17日	2社	13人

※以降も実施

全体

2社 延べ約219人

○ 対応内容

主な対応内容

- ・噴砂の撤去
- ・インターロッキングブロック等の園路広場の仮復旧
- ・危険箇所のバリケード設置

復旧箇所

- ・都市公園 幕張海浜公園 ABブロック
- ・都市公園 幕張海浜公園 EFGブロック



写真 3-4-12 幕張海浜公園 噴砂撤去

(4) (社)千葉県測量設計業協会

【概要】

地震により被災した河川や道路などの公共土木施設の災害復旧事業を実施するため、また、被害状況を確認するため、海匠土木事務所など13の出先機関からの要請により、測量設計業務や被害状況の調査を行った。

【その他】

- 東日本大震災の対応を踏まえ、災害対応能力の向上を目的に、災害査定官を経験した講師等による研修会を協会独自に平成23年8月8日に開催した。

(5) (一社)千葉県地質調査業協会

【概要】

地震により被災した道路や河川などの公共土木施設の災害復旧事業を実施するため、成田土木事務所など11の出先機関からの要請により、ボーリングや土質試験などの調査を行った。

(6) 関東地質調査業協会千葉県支部

【概要】

地震により被災した港湾施設の災害復旧事業を実施するため、千葉港湾事務所からの要請により、海上ボーリングや土質試験などの調査を行った。
※千葉県建設地質調査業協会では対応が困難であった箇所を実施した。

【活動状況】

○ 人的活動

2社 延べ180人

(7) (一社)千葉県コンサルタント業協会

【概要】

地震により被災した河川や道路などの公共土木施設の災害復旧事業を実施するため、また、県管理の橋梁の交通に影響を及ぼす大きな損傷を受けたかどうかを確認するため、道路環境課や千葉土木事務所など11の出先機関等からの要請により、設計業務や橋梁の緊急点検を行った。

併せて、可能な限り千葉県内の被災状況を記録（写真撮影）するよう全社に指示した。

【災害復旧支援の流れ】

○3月12日、緊急連絡網にて、協会全社に、千葉県との災害協定に基づき、全面支援体制を整えるよう指示した。

○3月13日、県より、災害応急業務に関する支援要請があった。

○3月14日、県より、災害応急業務に関する支援要請があり、災害緊急橋梁点検を行い、3月22日までに完了させた。

○4月8日、千葉県道路公社より、同様の支援要請があり、緊急橋梁点検を行い、4月15日までに完了させた。

この結果、千葉県発注の河川、道路、港湾並びに橋梁緊急点検等の災害復旧関係の委託業務を全33社中22社が携わり、協会全体で支援に取り組んだ。

このように撮影した写真を基に75頁にわたる「2011年3月11日 東日本大震災 千葉県内被災レポート」をまとめた。

【被災状況撮影記録地点（被災レポート収録箇所）】



【被災状況の主な記録写真】



写真 3-4-13 マンホールの異常隆起（浦安市）



写真 3-4-14 傾いたバス停と電柱等（浦安市）



写真 3-4-15 液状化と側方流動による噴砂と護岸倒壊
小野川（香取市）



写真 3-4-16 津波による被災
銚子マリーナ（銚子市）

(8) (社)建設コンサルタンツ協会関東支部

【概要】

地震により被災した道路、河川、港湾などの公共土木施設の災害復旧事

業を実施するため、香取土木事務所など7の出先機関からの要請により、復旧方法の検討や設計を行った。

※ 千葉県建設コンサルタント業協会での対応が困難であった箇所を実施した。

表 3-4-5 その他団体の活動

団体等の名称	活 動 内 容
特定非営利活動法人 防 災 千 葉	県や市町村管理の道路、河川などの被害状況の調査、応急工事や災害復旧の工法相談、及び土砂災害危険箇所の緊急点検などを行った。
(社)千葉県建築士会	被災建築物の被災状況、被災度区分判定及び復旧に係わる県民からの相談に多数応じた。 ※応急危険度判定等のために現地へ建築士を派遣した。
(社)千葉県建築士 事 務 所 協 会	被災建築物の被災状況、被災度区分判定及び復旧に係わる県民からの相談に多数応じた。 浦安市内の市民からの地震災害（液状化含む）に係る相談に応じた。 ※応急危険度判定等のために現地へ建築士を派遣した。
千葉県建築家協会	被災建築物の被災状況及び復旧に係わる県民からの相談に多数応じた。 ※応急危険度判定等のために現地へ建築士を派遣した。
(一社)日本建築構造 技 術 者 協 会 関 東 甲 信 越 支 部 J S C A ・ 千 葉	被災建築物の被災状況、被災度区分判定及び復旧に係わる県民からの相談に多数応じた。 千葉県建築士事務所協会と共に千葉県液状化相談会に協力した。
全日本不動産協会 千 葉 県 本 部	県の要請を受け、会員へ民間賃貸住宅の協力を依頼し取りまとめをした。
千葉県宅地建物 取 引 業 協 会	県の要請を受け、会員へ民間賃貸住宅の協力を依頼し取りまとめをした。
プレハブ建築協会	協定に基づき住宅建設業者の斡旋をした。 ※斡旋を受けたことにより速やかに応急仮設住宅を建設できた。
千葉県道路公社	職員を派遣し、査定設計書作成補助、また災害査定当日は現場及び査定設計書修正補助などを行った。
日本橋梁建設協会	県管理橋梁の内113橋について、緊急点検を行った。

※ 災害協定によらない活動も含む。

3 成田国際空港(株)の初動対応

地震により一部天井の落下、配管の破裂等の被害が生じたが、成田国際空港(株)(NAA)により避難誘導等の対応が取られ、空港利用者に怪我人は発生しなかった。

鉄道やバス等、空港からの交通機関の停止により、ターミナルビル内に多数の滞留者が生じたことを受け、寝袋・軽食・水が配布されるなどの対応が取られた。

運航においては、滑走路や給油タンク等の空港施設を点検した後、発災当日中に一部運航が再開された。

表 3-4-6 県空港地域振興課による震災直後の情報収集状況

時刻	確認方法	確認内容
16:00	県からNAAに電話確認	・成田空港のパイプラインについて被害情報なし。 ・目視により確認中。
16:05	NAA(地域共生部)から連絡	15:45 現在、人的被害、空港施設・滑走路とも被害情報なし。引き続き確認中。
17:50	NAA(地域共生部)から連絡	・お客様は1Fロビーに集められている模様。 ・毛布配布等、お客様対応のため職員が集められている。
18:30	空港地域振興課職員から連絡 ※当日出張先から空港へ向かったもの	・第1、第2ともターミナル内の空調機が故障しており徐々に寒くなっている。 ・運航再開の見込みは立っていない。
20:00	NAA(給油事業部)から連絡	・空港内の給油タンクを確認したところ、2基について浮き蓋の上に燃料が滞留していることが確認された。 ・備蓄があるので給油事業には問題ない。
20:45	空港地域振興課職員から連絡	・第1ターミナルビルの滞留者が多い。 ・NAAが寝袋を配付している。
22:00	NAA(地域共生部)から連絡	21:50 現在、フィリピン航空ほか計10便が出発済み。また、本日、カーフェュー(離着陸禁止時間帯)内運航を実施する可能性があることを関係市町に連絡済み。
22:10	NAA(給油事業部)から連絡	その後、3基の給油タンクを調査したところ、3基とも浮き蓋の上に染み出していることを確認。浮き蓋の上の燃料についてはふき取り、タンク内の燃料については、先ほどの2基も含めて、通常の検査をしてから使用する。
22:20	NAA(地域共生部)から連絡	その後、中国国際航空とモンゴル航空が1便ずつ出発し、現在デルタ航空の1便が出発準備中である。
23:38	NAA(地域共生部)から連絡	・本日の運航再開後の出発便は15便で終了(うちカーフェュー内運航は23時22分の大韓航空1便のみ) ・明日は通常運用を予定している。
0:44	NAA(地域共生部)から連絡	これから自衛隊のヘリが医師を仙台に送るため、整備地区のヘリポートを利用する。(カーフェュー内運航となる。)

4 各鉄道事業者の初動対応

地震発生当日は、各事業者とも地震発生に対応して列車を緊急停止させ、まず指令と列車・駅間で列車脱線や死傷者の有無等について連絡、避難路の安全を確認した上で、乗客の降車・避難誘導等を行った。

次に路線・駅をはじめとする鉄道施設の点検を実施し、鉄道施設に被害が生じている箇所については復旧作業を開始した。点検で運転再開が可能と判断された区間については、当該区間の被害状況を踏まえて列車本数・速度等を決めた運行計画を策定し、関係機関と連絡調整を行った上で、順次運行を

再開させた。

3月11日中に東京地下鉄東西線の一部、都営地下鉄新宿線、流鉄流山線の運行が再開され、それ以外の鉄道についても3月12日以降、順次運行を再開させた。

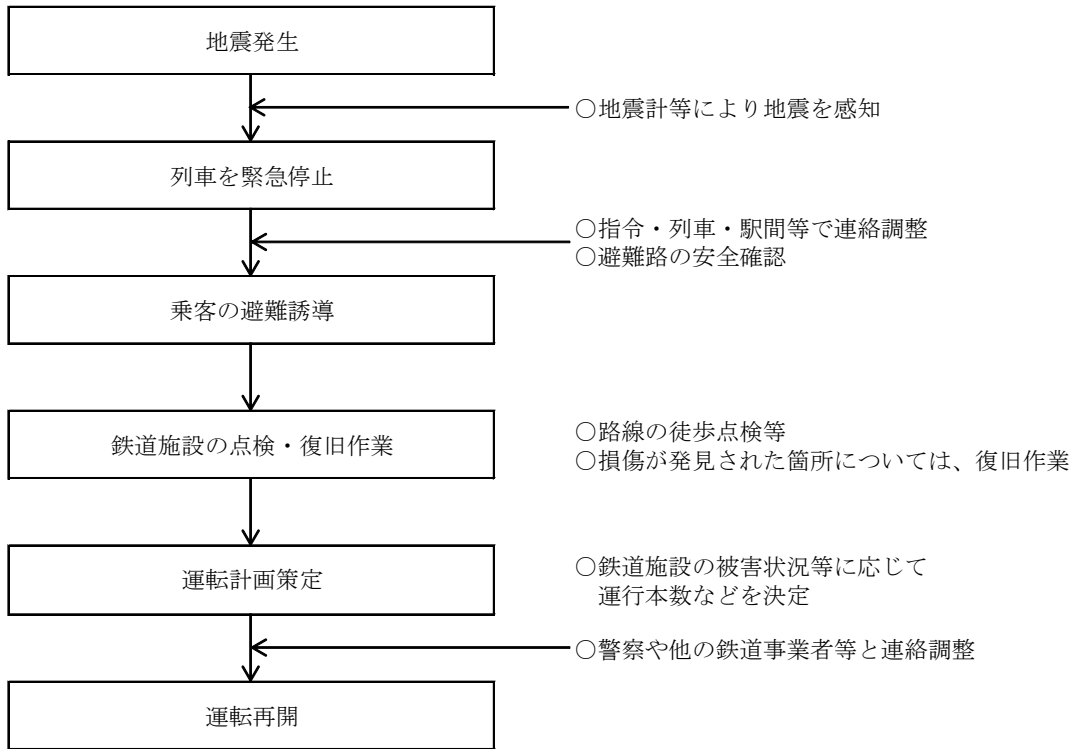


図 3-4-1 運転再開までのフロー

第5節 広報活動、情報の発信

1 県民等への情報の提供状況

本部員会議の公開や、記者会見の開催などにより、新聞、テレビ、ラジオなど様々なメディアを通じての情報提供に努めるとともに、県民だより、県のホームページ、県の広報番組を活用し、積極的な情報提供を行った。

(1) ちば県民だより

ちば県民だよりの4月号の記事を急遽全面差し替えして震災特集を発行した。



図 3-5-1 「ちば県民だより」による広報の実施

(2) 千葉テレビとベイエフエムの県広報番組

千葉テレビの県広報番組「ウィークリー千葉県」を生放送による震災特番に切り替えて3月19日及び26日に放送し、インフラ情報（交通・水道・電気など）や被災者への支援情報などを伝えた。4月以降も交通安全対策、救援・ボランティア活動、放射能対策等、県民が求めている震災関連情報を特集して放送した。

また、ベイエフエムにおけるCM枠も生放送に切り替えて、最新の震災関連情報を伝えた。

(3) 千葉県ホームページのトップページ

発災直後に千葉県ホームページのトップページ（携帯版ホームページ含む）に「災害・危機管理情報」コーナーを設置、翌12日には「平成23年東北地方太平洋沖地震関連情報」ページを設置した。殺到する問い合わせを受け「お問い合わせの多い質問と答え」を掲載するとともに、アクセス数の急増に対応するため、ミラーサイトのサービスを活用しアクセスの分

散化を図ったほかトップページを簡易版に切り替えることでアクセスしやすい環境を整えた。



図 3-5-2 千葉県ホームページによる広報の実施

(4) 税関係の情報提供

- ・ 災害を受けた場合の納税の猶予、減免及び免除の制度について
- ・ 自動車税の抹消及び移転登録の遅延による自動車税の取扱いについて
- ・ 県税の申告、納付等の期限について
- ・ 被災代替自動車の非課税措置について
- ・ 財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税について
- ・ 自動車税の災害減免について
- ・ 原子力災害に伴う自動車税の課税除外について（H23.9.6）
- ・ 原子力災害に伴う代替自動車の非課税措置について（H23.9.6）

(5) 県内在住外国人への情報提供等

ア 「在住外国人への情報提供について」

市町村に対し、在住外国人への震災に係る情報提供の依頼、及びその情報源について下記の英語サイトを紹介した（3月14日）。

- (ア) NHKワールドニュース
- (イ) 首相官邸
- (ウ) 東京電力(株)
- (エ) 気象庁地震情報
- (オ) 千葉県防災ポータルサイト

イ 県ホームページ「ちば国際情報ひろば」

県ホームページ「ちば国際情報ひろば」に、ちば国際コンベンションビューローが開設した「東日本大震災に関する主な外国語情報」のリンクを貼り付けた（3月15日）。

ウ 「多言語防災情報翻訳システム」

市町村に対し、在住外国人への震災に係る外国語での情報提供に役立

- つ、愛知県国際交流協会が提供している「多言語防災情報翻訳システム」のサイトを紹介した（3月22日）。
- エ 【お知らせ】（財）自治体国際化協会クレアが多言語ホットライン「韓国・朝鮮語」を開設した（3月25日）。
- オ 市町村に対し、東北地方太平洋沖地震多言語支援センターで開設している、多言語ホットラインを紹介した（3月25日）。
- カ 県ホームページ「ちば国際情報ひろば」に、東北地方太平洋沖地震多言語支援センターが開設した「多言語ホットライン」のリンクを貼り付けた（3月25日）。
- キ 「震災に係る在住外国人向け相談等のための情報提供」
市町村に対し、在住外国人への震災に係る外国語での情報提供に役立つ、下記サイトを紹介した（3月29日）。
- (ア) 県民からお問い合わせの多い質問と答え一覧
 - (イ) 「千葉県防災ポータルサイト」
 - (ウ) 東北地方太平洋沖地震外国人被災者のための「多言語ホットライン」（東北地方太平洋沖地震多言語支援センター）
 - (エ) 多言語防災情報翻訳システム（（財）愛知県国際交流協会）
 - (オ) 東北地方太平洋沖地震に関する主な外国語情報（（財）ちば国際コンベンションビューロー）
 - (カ) 千葉県内外国人公的相談窓口一覧（（財）ちば国際コンベンションビューロー）
- ク 県ホームページ「ちば国際情報ひろば」に放射能情報掲載
県ホームページ「ちば国際情報ひろば」に日本語及び英語による放射能情報（大気、上水、農産物、水産物）を掲載（5月20日から随時更新）。
- ケ メールマガジン「Chiba Nanohana News」（英語）
メールマガジン「Chiba Nanohana News」（英語）による、計画停電、放射能等に関する情報提供をした（3月中は随時で、16、17、24、25、28日に発信）。
- (6) 中小民鉄事業者及びバス事業者への情報提供
東京電力(株)からの各鉄道事業者への情報提供は、JRや京成電鉄などの大手事業者のみに行われ、県内の中小民鉄事業者及びバス事業者への情報提供は実施されていない模様であったことから、東京電力(株)から県に対し提供された情報をFAXにより、これらの事業者に提供した。
- (7) 女性相談窓口の案内
- ア 市町村に対し、女性や子育てのニーズを踏まえた被災者支援等に係る情報を提供した（4月6日）。
 - イ 旭市に対し、避難所掲示用の国及び県の「女性相談窓口」に係る情報

を提供した（4月21日）。

(8) 民間宿泊施設の協力・活用による被災者受入れ

ア 被災・避難者に対する特別優待料金を設定する宿泊施設を取りまとめ、県ホームページで公表した（3月24日）。

協力施設数：189施設

イ 「宿泊インフォメーションダイヤル」の設置

千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合及び千葉県民宿組合連合会の協力により、避難者に対し特別料金を設定する宿泊施設の案内サービスを実施した。

相談件数 12件（平成23年3月24日～4月30日）

(9) 労働関係の情報提供

労働関係情報誌「労政ちば」に震災関連労働関係情報を掲載した。

ア 「2011年度5月号」

(ア) 震災被災者支援について

(イ) 震災により休業を余儀なくされている事業主・労働者へのお知らせ
～震災に伴う場合の失業給付、雇用調整助成金の取扱いについて～

(ロ) 東日本大震災による緊急雇用対策

(エ) 東日本大震災による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について

(オ) 東日本大震災に伴う労働基準法等に関するQ&A

(カ) 未払い賃金の立替払制度のご案内 東日本大震災による被災者の皆様へ

イ 「2011年度9月号」

震災により被災された方へ、県の非常勤職員を募集

ウ 「2011年度1月号」

除染業務に従事する労働者の放射線障害防止のための省令の公布及びガイドラインの制定

エ 「2011年度3月号」

第2回千葉県「日本はひとつ」しごと協議会開催

(10) 千葉県水道局の広報

ア 応急給水の広報

多くのお客様にリアルタイムで情報提供できるホームページを活用し、また、携帯電話からも情報伝達ができるようホームページに掲載した情報を集約し、水道局モバイルサイト（携帯電話用ホームページ）にも掲載することで対応した。

東北地方太平洋沖地震が発生した当初、この地震に伴う当局給水区域内の管路被害や断減水状況等は、管内各所で発生した交通渋滞等の影響により、その全容を把握することが難しい状況だった。このことから、

3月11日付けでホームページには『地震に伴う応急給水のお知らせ』を掲載し、断減水が発生していた地域への対応として、当局は柏井浄水場他10の浄水場及び給水場で拠点給水を行っていることを最初にお客様へ情報提供をした。

イ 放射性物質の広報

放射性物質の測定に関する広報は、東日本大震災に関連する情報として3月11日から継続してホームページに掲載していたことから、この震災関連情報の一部として、引き続きホームページ及び水道局モバイルサイトを活用してお客様に情報提供を行った。

(11) 海水中の放射能の測定結果（千葉港）

（週1回1地点、千葉港港湾区域内（千葉航路）、H23.8月～）

(12) 私立学校等への情報提供

私立学校等への災害備蓄品の配付に関する情報提供

2 相談窓口の設置、相談状況

(1) 災害対策本部の設置に伴い、総合相談窓口を開設

3月11日の発災後、災害対策本部の設置に伴い、同日16時、広聴室内に災害対策本部 総合相談窓口を設置し、24時間体制で県民からの電話での問い合わせ等に対応した。

4月11日までの1か月間の電話相談件数は3,342件となっており、内訳は、

- ・地震関係（被害状況、安否確認、交通情報、ライフライン）が952件
- ・電力制限（東京電力による計画停電）が1,019件
- ・原発・放射能関係（東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う健康被害、避難、農産物・水道水への影響等）が427件
- ・その他（ボランティア活動、液状化、物資・ガソリン供給不足、水道水等）が944件となっている。

<相談体制>

3月11日～3月24日	24時間体制
3月25日～3月28日	8時30分～21時
3月29日～4月6日	8時30分～20時
4月7日～	8時30分～17時15分

(2) 移動自動車相談所の開催（旭市）

(3) 震災特例法相談会の開催（香取・海匝地域：～6月29日）

(4) 県内の中小企業の皆様からの金融や経営などの相談に応じるため、「金融・経営相談窓口」を設置

県及び「チャレンジ企業支援センター」((公財)千葉県産業振興センター)に相談窓口を設置。設置期間は平成23年3月14日～9月30日、震災相談件数は993件であった。

(5) 放射能に関する相談に対して、「放射能に関する総合電話窓口」を設置

(6) 水道関係相談窓口

震災時のお客様からの問い合わせ受付体制は、営業時間内は、お客様センター及び水道事務所・支所で対応し、営業終了後は、受付等を委託している(株)水道センターに加え水道事務所・支所も、発災後1週間は夜間待機し、その後も3月27日まで時間外待機することにより、問い合わせの受付を行った。

また、災害時お客様支援業務を、(株)水道センターに委託しており、今回発災後にセンター内に現地対策本部を設置して、問合せや宅内漏水修繕などの相談業務に対応した。委託期間は、水道センターの所在する地域により異なるが、最長は被害の大きかった浦安市を区域としている市川水道センターであり、3月31日までであった。

(7) 生活関連物資の購買に関する相談

震災後の消費者の不安や生活への影響を最小限にするため、消費者センターにおける通常の消費生活相談に加え、県において3月14日から4月3日までの間、夜間や土、日も含め県民からの電話相談を受け付けた。

また、震災に便乗した募金や義援金詐欺、自宅損壊に伴うリフォーム詐欺、さらには、悪質商法等に対して、県のホームページや新聞紙面、県民だよりを通じていち早く県民に注意喚起を促した。

(8) 心のケアコールセンター

被災者及びその家族、支援機関の関係者に対して、心の健康について無料電話相談を設置した。(千葉県臨床心理士会に委託)

・期間 平成23年8月3日～24年3月30日

・実績 相談延べ件数 113件

(9) 放射能に関する健康相談の実施

健康福祉センター(保健所)等において、放射能による健康影響等について電話相談を実施した。

表3-5-1 月別電話相談件数 (件)

月		H23 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
件数	健康福祉センター	2,231	371	95	99	97	44	21	59	27	16			
	健康づくり支援課	-	-	-	4	17	11	3	17	2	9			
月		H24 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
件数	健康福祉センター	12	6	12	84	21	5	5	3	1	3	2	5	3,219
	健康づくり支援課	6	1	4	1	2	5	1	5	1	-	3	2	94

第6節 県外からの避難者への対応・支援

1 東北地方太平洋沖地震避難者千葉県インフォメーションセンター

(1) 設置目的等

東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所事故により県域を越えて避難しようとしている岩手県、宮城県、福島県の方々を支援するため、県及び市町村、協力の得られた千葉県内の民間宿泊施設事業者が連携して、一時的な受入れ施設の情報提供を行う。

ア 設置日 平成23年3月22日

イ 業務内容

- 市町村が設置した避難所等の情報の提供
- その他避難者等からの問い合わせへの対応

(2) 運営体制

ア 問い合わせ対応の体制

問い合わせ対応の体制は、以下の表3-6-1のとおりである。

表3-6-1 問い合わせ対応の体制

期間	場所	受付時間	人員	備考
3月22日 ～31日	本庁舎2階 報道広報課 広聴室内	9時～ 20時	職員4名	勤務時間外及び休日 も職員4名で対応
4月1日 ～18日			職員1名 臨時職員2名	勤務時間外及び休日 は職員2名で対応
4月19日 ～21日		9時～ 17時	職員1名 臨時職員2名	勤務時間外及び休日 は留守電対応
4月22日 ～28日			臨時職員2名	同上
5月2日 ～7月31日	本庁舎9階 政策企画課内	執務室内で随時 対応		
9月1日 ～12月28日	中庁舎6階 防災危機管理課内	臨時職員1名		

イ 一時避難所開設状況、避難者受入状況のとりまとめ

3月22日から5月2日までの間、県内各市町村別の一時避難所開設状況、避難者受入状況をとりまとめ、報道発表、ホームページ掲載、国への情報提供等を実施した。

千葉県インフォメーションセンターへの問い合わせ状況は以下の表3-6-2のとおりである。

表3-6-2 問い合わせ状況 (人)

相談内容	3月	4月	5～7月	8～12月	計
一時避難所に関する相談	47	23	0	0	70
長期滞在に関する相談	99	65	18	0	182

相談内容	3月	4月	5～7月	8～12月	計
民間施設貸出に関する相談	27	9	0	2	38
個人の家への貸出に関する相談	47	15	7	0	69
その他	255	142	30	2	429
計	475	254	55	4	788

2 一時避難所開設状況、避難者受入状況の推移

一時避難所の開設と避難者の受入状況は以下の表 3-6-3、3-6-4 のとおりである。

表 3-6-3 一時避難所施設数（受入市町村数） (施設)

3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1
48 (18)	96 (21)	97 (22)	99 (22)	101 (23)	100 (23)	104 (23)	104 (24)	108 (23)	108 (23)	107 (23)
4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/11	4/12	4/13	4/14
107 (22)	107 (23)	107 (23)	107 (23)	107 (22)	109 (23)	111 (24)	112 (24)	113 (24)	112 (24)	111 (24)
4/15	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/25	4/26	4/27	4/28	5/2
113 (25)	111 (24)	109 (21)	104 (20)	106 (20)	105 (18)	102 (17)	103 (18)	101 (19)	99 (18)	84 (14)

表 3-6-4 県外からの避難者数 (人)

3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1
796	814	834	862	932	894	808	829	790	755	733
4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/11	4/12	4/13	4/14
710	661	590	581	566	581	600	550	521	532	535
4/15	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/25	4/26	4/27	4/28	5/2
541	488	477	471	469	452	437	439	453	449	306

※ 県の青少年教育施設を提供

県外被災者を受け入れることとした市に、県の青少年教育施設を提供することとした。

表 3-6-5 青少年教育施設の受入状況

施設名	受入れ市町村	受入れ者数*	受入れ期間
東金青年の家	東金市	12名	H23年4月7日～21日
鴨川青年の家	鴨川市	375名	H23年4月5日～H24年2月11日

※ 受入れ期間中の最大の人数

※ 鴨川青年の受入者数は表 3-6-4 の避難者数に含まれていない

3 県内公立学校の受入れ（転入学等）状況

被災地域の生徒等の受入れについては、就学機会の確保等の観点から、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかな受入れに努めることとした。

平成 24 年 5 月 1 日現在、公立高等学校で 73 名、公立特別支援学校で 2 名、公立小・中学校で 448 名、合計 523 名が県内の公立学校に在籍して

いる。このうち、約 83%が福島県からの受入れとなっている。

表 3-6-4 県外からの避難者数 (人)

公立学校	H23年5月1日現在	H23年9月1日現在	H24年5月1日現在
高等学校	104	104	73
特別支援学校	35	34	2
小学校	462	423	304
中学校	164	171	144
計	765	732	523

4 県内医療施設への患者の受入状況

東北被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）の医療機関や行政機関等からの要請により受入れた入院患者の延べ人数は、一般的な内科系 100 名、外科系 29 名、小児科 2 名、産科 19 名、さらに頭頸部 7 名、精神 22 名、ALS 2 名、療養 18 名、人工透析 58 名の合計 257 名である。

5 災害救助法に基づく宿泊施設借上げによる避難所の提供

主に県外からの被災者に対して、千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合等の宿泊施設と協定を結び平成 23 年 3 月 28 日から平成 24 年 3 月 31 日まで災害救助法に基づく避難所として県内のホテル・旅館等を提供した。

<ホテル・旅館の提供実績（実人員）>

- ・福島県：165 名
- ・宮城県： 4 名

6 災害救助法に基づく民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供

東北被災 3 県及び茨城県からの被災者に対して、市町村と連携し民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅を提供した。

<民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅提供実績>

- ・福島県 1,054 世帯 2,288 人
- ・宮城県 34 世帯 73 人
- ・岩手県 14 世帯 23 人
- ・茨城県 2 世帯 6 人

7 被災動物及び岩手県、宮城県、福島県から避難された方々の飼育動物に関する支援

被災動物への支援物資の提供、飼育・健康相談等の受付けのほか、千葉県動物愛護ボランティアによるペットの一時預かりについて、千葉県動物救護本部でボランティアと避難者の仲介を行った。

第7節 東日本大震災に係る県の予算措置

3月23日、緊急に必要な経費として約62億円の補正予算の専決処分を行った。その後、平成23年度5月、6月、9月、12月及び2月補正予算、更には平成24年度当初予算及び9月補正予算で累計約1,064億円が承認された。

- (1) 22年度（知事専決処分） 約62億円
 - ア 災害復旧関連事業（道路・河川等）
 - イ 災害救助法に基づく災害救助事業
 - ウ 災害弔慰金・見舞金・災害援護資金貸付金
 - エ 庁舎・公の施設等の補修・修繕等
- (2) 23年度5月補正予算 約436億円
 - ア 被災者の生活再建支援
 - イ インフラの復旧
 - ウ 産業の再生・復興
 - エ 学校施設・社会福祉施設等の復旧・修繕
 - オ 原子力発電所の事故・電力供給不足への対応、震災に係る調査等
- (3) 23年度6月補正予算 約328億円
 - ア 放射性物質の総合監視体制の整備
 - イ 電力供給不足・省エネルギー対策
 - ウ 被災者や商工業者・農業者等へのさらなる支援
 - エ 医療施設等の復旧
 - オ 震災に係る調査や災害の予防等
- (4) 23年度9月補正予算 約103億円
 - ア 原子力災害・電力供給不足・新エネルギー対策
 - イ 被災者支援、インフラ等の復旧
 - ウ 市町村の復興支援、災害の予防等
- (5) 23年度12月補正予算 約123億円
 - ア 東日本大震災市町村復興基金の創設
 - イ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金等
 - ウ 国の第3次補正予算に係る事業等
- (6) 23年度2月補正予算 約17億円（約172億円の減額補正）
 - ア 災害廃棄物処理促進支援事業
 - イ （仮称）千葉産業復興機構の設立等
- (7) 24年度当初予算 約218億円
 - ア 市町村及び被災者への支援
 - イ 放射性物質対策
 - ウ 新エネルギー対策
 - エ インフラの復旧
 - オ 災害の予防等
- (8) 24年度9月補正予算 約28億円
 - ア 被災者支援
 - イ 放射性物質対策
 - ウ インフラ復旧・災害予防等

第8節 放射性物質の対応

1 大気環境中の放射能モニタリングについて

(1) 空間放射線量測定器（モニタリングポスト）による測定

県では、市原市にある県環境研究センターにおいて、平成2年からモニタリングポストにより大気環境中の放射線量を測定しており、東京電力福島第一原子力発電所事故の翌日から、毎正時の測定結果を公表している。

また、モニタリングポストを東京電力福島第一原子力発電所に近い旭市に増設して、平成23年8月29日から測定を開始し、その結果についても公表している。



写真 3-8-1 環境研究センターの
モニタリングポスト



写真 3-8-2 旭市に設置した
モニタリングポスト

環境研究センターにおける地震後の測定結果では、平成23年3月15日17時に最高値となる0.313マイクロシーベルト／時を観測したが、その後、減少傾向にあり、平成24年9月末現在では0.04マイクロシーベルト／時程度で推移している。

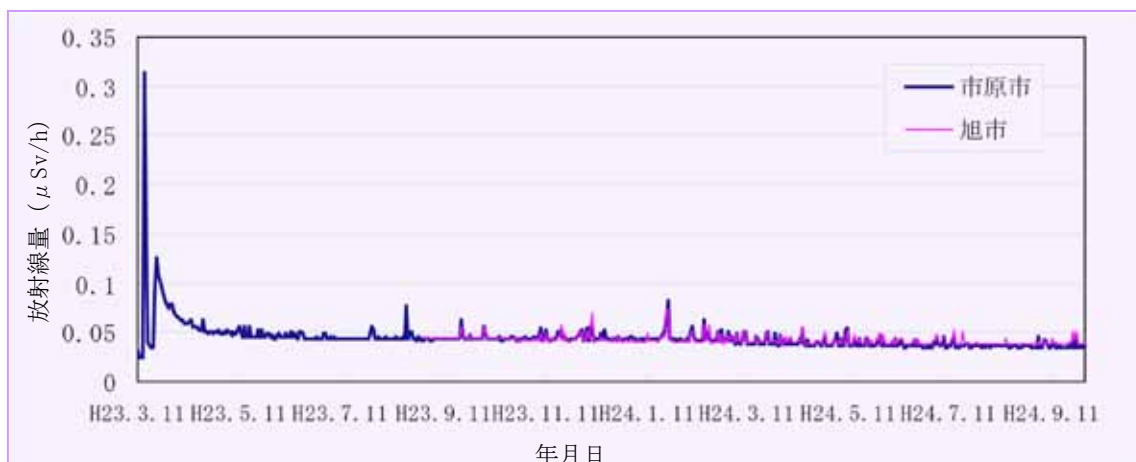


図 3-8-1 市原市及び旭市に設置したモニタリングポストによる大気環境の空間放射線量推移（日最大値）

さらに、県では平成24年3月29日に、新たに6基のモニタリングポストを、放射線量が比較的高い地点があり人口も多い、県北西部の印西市、柏市、市川市に、全県的な監視の観点から香取市、茂原市、館山市に各1台設置し、既設を含めた8基のモニタリングポストの測定結果を専用ホームページで

アルタイムに公表するシステムを構築し、県内全域でのモニタリング体制を整えた。新たに設置したモニタリングポストの測定値はいずれも減少傾向にあり、平成24年9月末現在では、印西市、柏市、市川市において、それぞれ0.14、0.11、0.09マイクロシーベルト／時程度で推移している。



写真 3-8-3 印西市に設置したモニタリングポスト
※地上1mの高さに設置

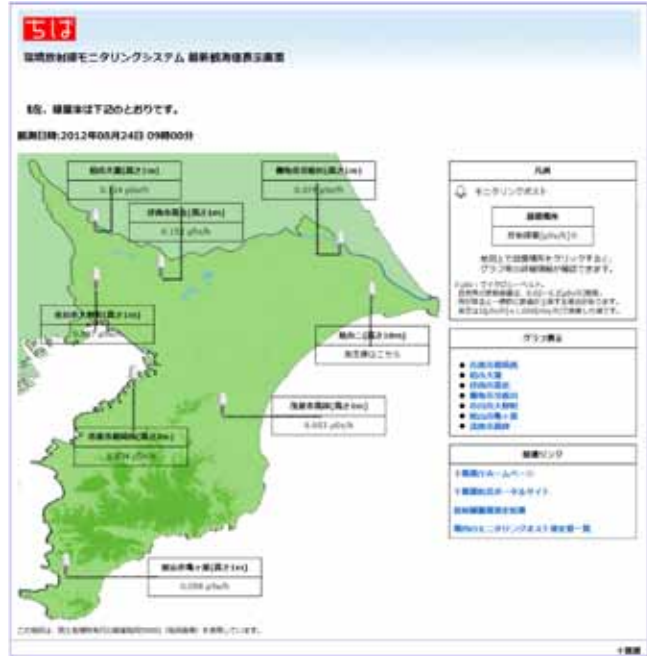


図 3-8-2 県ホームページの環境放射線モニタリングシステム

URL:<http://www1a.biglobe.ne.jp/chiba-monitoringpost/pc/>

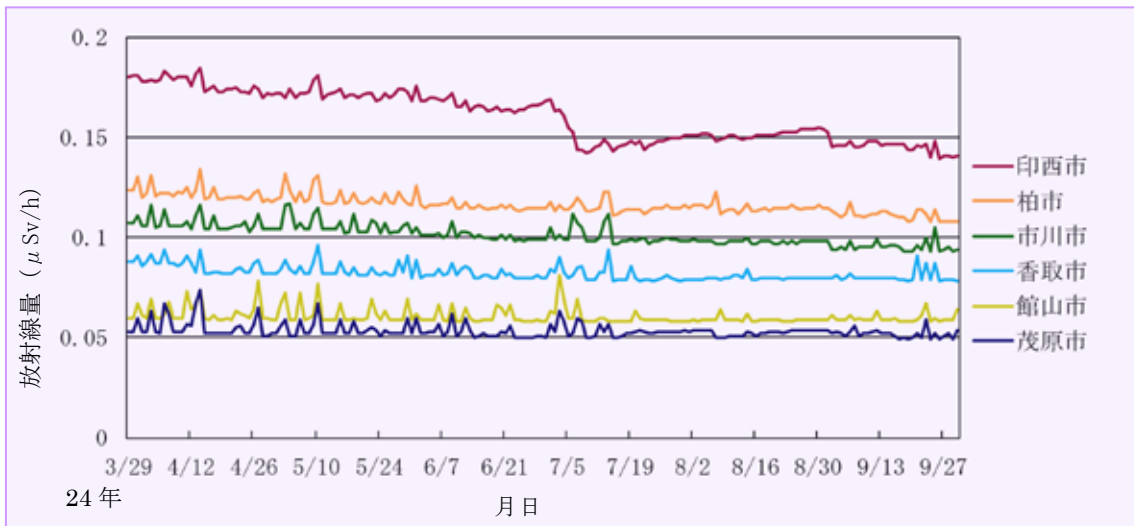


図 3-8-3 新たに設置したモニタリングポストによる大気環境の空間放射線量推移（日最大値）

(2) 市町村と連携した監視体制の強化

モニタリングポストで測定した結果は、最大値を含め健康に影響のある数値ではないが、身近な地域や生活空間の放射線量を知りたいとの県民からの要望に答えるため、平成23年5月31日から全市町村の協力を得て、114地点で可搬式空間放射線量測定器（サーベイメータ）を用いて空間放射

線量の測定を行い、その結果を公表している。

また、県ではサーベイメータを新たに35台整備し、23年7月21日から市町村に貸与し、地域の実情に即したきめ細かな放射線量を測定する監視体制を整備した。

市町村においては、このサーベイメータを用い、23年7月下旬から24年9月末までに延べ約14,600地点で測定が行われており、現在も市町村へのサーベイメータの貸与を継続している。

なお、各地域振興事務所及び県環境研究センターにおいては、同一地点での測定を継続して実施している。



写真 3-8-4 空間放射線量測定器
(サーベイメータ)

(3) 関係機関との連携

(独)放射線医学総合研究所の協力を得て、車載型放射線量モニタリングシステムを用い、23年7月11日から7月14日までの間、県内の幹線道路を走行し、各地域の放射線量の測定を実施して、その結果を公表した。

また、国（文部科学省）が広域の放射性物質による影響を把握することを目的に、23年9月8日から9月12日までの間、千葉県に係る航空機モニタリングを実施した。その結果は、県ホームページに掲載するなど、情報提供した。

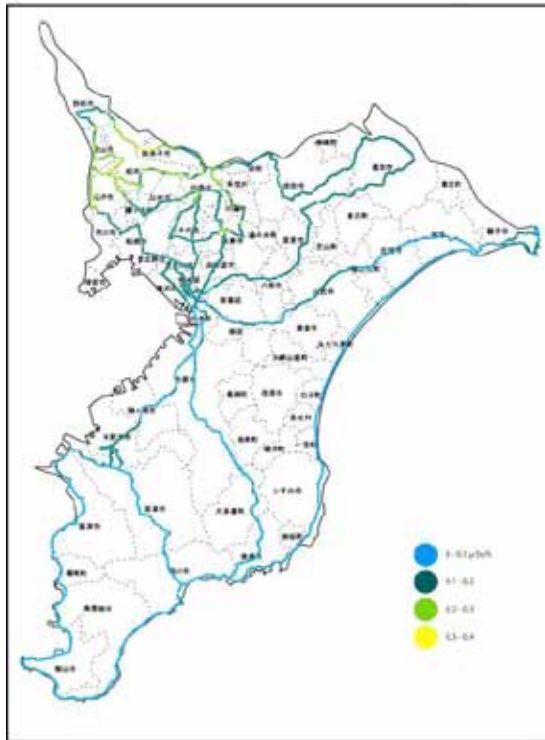
さらに、国（文部科学省）が県及び市と連携し、車載型放射線量モニタリングシステムを用い、23年12月及び24年3月に比較的空間放射線量が高い地域を中心に幹線道路及び生活道路周辺等の放射線量の測定を実施し、その結果が公表されている。

表 3-8-1 環境生活部における放射性物質検査機器・測定器の整備状況

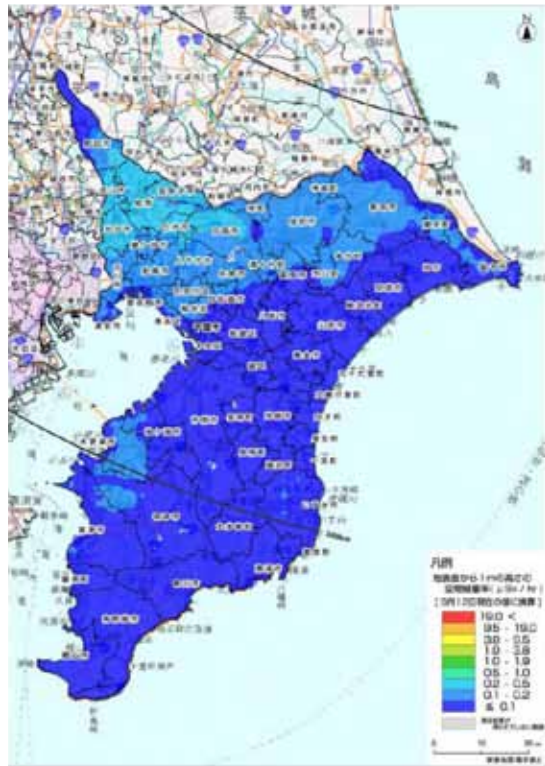
機器等名称	設置・配備場所
ゲルマニウム検出器	千葉県環境研究センター2台(文部科学省委託事業) 千葉県環境研究センター1台(県整備)
モニタリングポスト	千葉県環境研究センターほか6台(文部科学省委託事業) (館山市, 茂原市, 香取市, 柏市, 印西市, 市川市各1台) 千葉県海匝地域振興事務所1台(県設置)
可搬型モニタリングポスト	千葉県環境研究センター1台(県整備)
可搬式空間放射線測定器 (サーベイメータ)	千葉県環境研究センター4台(文部科学省委託事業) 防災計画課2台(県整備) 大気保全課・各地域振興事務所33台(県整備・市町村貸出用)
ベータ線自動測定装置	千葉県環境研究センター1台(文部科学省委託事業)

放射線医学総合研究所の協力による
空間放射線量の連続測定結果

この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、国版発行の数値地図25000（地図情報）を利用したものである。
（承認番号 平14地保、測57特）



国が実施した航空機モニタリングの測定結果



国が実施した空間放射線量の連続測定結果
(23年12月実施分)



国が実施した空間放射線量の連続測定結果
(24年3月実施分)

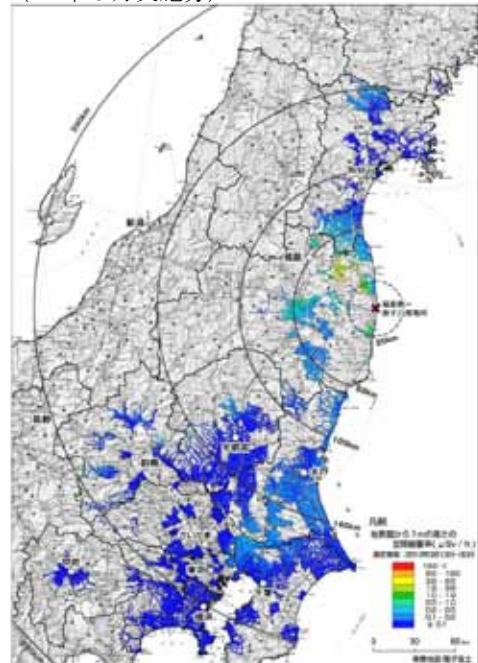


図3-8-4 国等が実施した放射線量測定結果

2 水環境中の放射能モニタリングについて

千葉県公共用水域における放射性物質の概況を把握し、県民に的確な情報を提供するため、平成23年度から海水浴場等の海水中の放射能濃度の測定調査を実施するとともに、平成24年6月からは、印旛沼・手賀沼流域及び東京湾（千葉県域分）の放射性物質モニタリング調査を実施し、その結果を公表している。

また、国では、平成23年10月からは、県北西部の河川・湖沼及び東京湾における放射性物質モニタリングを実施しており、国と連携した監視体制により、県内の公共用水域の状況の継続的な把握を行っている。

(1) 海水浴場の海水中の放射能濃度測定調査

ア 「水浴場の放射性物質」に関する指針に基づく調査

国は、平成23年6月に開設の目安、「水浴場の放射性物質に関する指針」を公表し、海水中の放射性物質（放射性ヨウ素と放射性セシウム）の濃度や砂浜等の空間線量率について示した。（平成24年6月改定）

県では、指針に基づき、県内すべての海水浴場について、開設前と開設中の海水中の放射性物質濃度の測定を実施し、その結果を公表している。

<平成24年度の実施状況>

調査地点 県内の67海水浴場69地点（千葉市は除く）

調査期日（開設前）平成24年5月14日から5月21日まで

（開設中）平成24年7月2日から8月1日まで

イ 海水浴場等放射能濃度モニタリング調査（平成23年4月～翌年3月）

海水浴場や潮干狩場等の海水中の放射性物質の継続的な監視と、海水浴場等を利用される方々に的確な情報を提供することを目的として、年間を通じて定期的なモニタリング調査を実施し、その結果を随時公表している。

<平成24年度の実施状況>

調査地点 県内の海水浴場27地点（千葉市は除く）

調査期日 平成24年4月23日から平成25年3月まで

(2) 手賀沼・印旛沼流域における水質・底質の放射性物質モニタリング調査

手賀沼・印旛沼流域における放射性物質の実態や移動などの状況をより詳細に把握するため、国の調査とは別に、測定地点等を充実させ、水質・底質のモニタリング調査を実施し、その結果を公表している。

<平成24年度の実施状況>

・手賀沼流域における水質・底質の放射性物質モニタリング調査



写真 3-8-5 放射能の測定装置
(ゲルマニウム半導体検出器)



写真 3-8-6 砂浜の空間線量率の測定

調査地点 手賀沼及び流入河川(手賀沼8地点、流入河川11地点 計19地点)

調査時期 平成24年5月24日から6月6日まで

- ・印旛沼流域における水質・底質の放射性物質モニタリング調査

調査地点 印旛沼及び流入河川(印旛沼5地点、流入河川18地点 計23地点)

調査時期 平成24年7月2日から17日まで

- ウ 東京湾における水質・底質の放射性物質モニタリング調査

東京湾全体の放射性物質の状況を把握するために、県独自で調査地点を追加して、国(文部科学省・環境省)と連携をとりながら調査を実施し、その結果を公表している。

<平成24年度の実施状況>

調査地点 ① 流入河川河口部 5地点(水質・底質)(国調査地点)

② 湾北部・中央部 10地点(水質・底質)(国・県調査地点)

2地点(水質・底質)(国調査地点)

③ 内房海域等 8地点(水質・底質)(県調査地点)

調査期間 平成24年6月13日から28日まで



写真 3-8-7 東京湾の底質のサンプリング状況

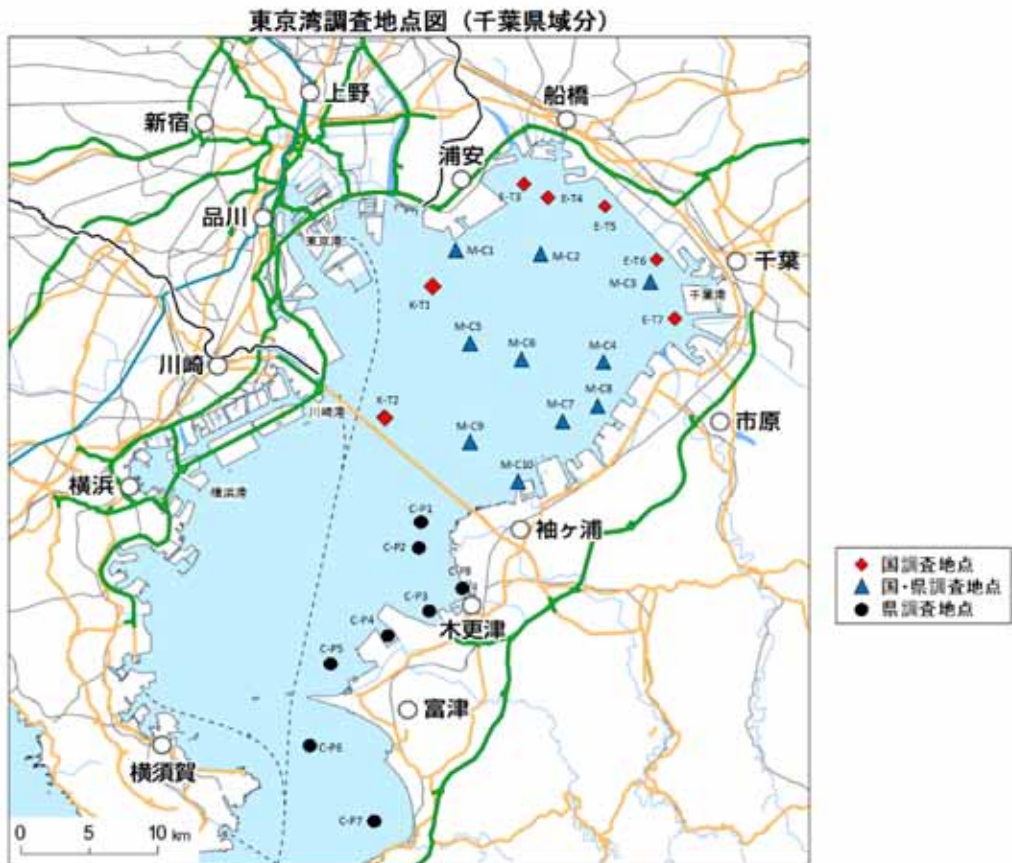


図 3-8-5 東京湾調査地点図（千葉県域分）

3 農林水産物のモニタリング検査

県産農林水産物の安全性を確認するため、計画的に放射性物質検査を実施し、検査結果を平成23年3月21日から公表することにより、生産者・消費者に対する食の安全・安心の確保に努めている。

また、検査体制を強化するため、県に分析装置を整備するとともに、市町村や食肉センターの簡易検査機器導入を支援している。

表 3-8-2 千葉県等におけるモニタリング検査件数（平成 24 年 12 月 26 日時点）

検査対象	モニタリング件数		
	H23実績	H24実績	計
農産物（米、野菜、茶、大豆など）	2,585件	3,375件	5,960件
畜産物（牛肉、原乳など）	8,110件	9,687件	17,797件
林産物（しいたけ、たけのこなど）	189件	290件	479件
水産物	708件	1,234件	1,942件
飼料（牧草、飼料用稲わらなど）	97件	153件	250件
堆肥（牛ふん堆肥、雑草・稲わら堆肥など）	305件	—	305件
農地土壌（水田、畑）	103件	—	103件
野生鳥獣肉（イノシシ肉、シカ肉）	—	29件	29件
合計	12,097件	14,768件	26,865件

表 3-8-3 県農林水産部における放射性物質検査機器の設置状況

設置場所	簡易検出器	ゲルマニウム検出器
千葉県農林総合研究センター	－	1 台
(株)千葉県食肉公社【畜産課管理】	1 台	－
千葉県水産総合研究センター	1 台	－
千葉県水産総合研究センター銚子分室	1 台	－
計	3 台	1 台

※簡易検出器：NaI簡易検出器（NaIシンチレーション検出器）

- ・ヨウ化ナトリウム（NaI）の結晶（タリウム含む）を検出器として利用したもので、原理は、放射線が結晶のなかで発する蛍光を測定する放射線測定器。主としてガンマ線の測定に用いられる。

※ゲルマニウム検出器：ゲルマニウム半導体検出器

- ・NaIシンチレーション検出器より分解能に優れているので、ガンマ線スペクトル測定によって放射能の種別（放射性核種）毎の定量が可能

表 3-8-4 関係団体における放射線物質検査機器の設置状況

設置場所	簡易検出器	備 考
(株)千葉県食肉公社	3台	農水省交付金（2） 独自整備
南総食肉センター	1台	農水省交付金
横芝光町営東陽食肉センター	1台	農林水産省無償貸与
農業協同組合（富里市、いんば）	2台	独自整備（富里市は市補助あり）

表 3-8-5 国（農林水産省）の交付金による放射性物質検査機器の設置状況

設置場所		設置数
1	市 川 市	1
2	松 戸 市	1
3	野 田 市	1
4	柏 市	1
5	流 山 市	1
6	我 孫 子 市	1
7	鎌 ケ 谷 市	1
8	印 西 市	1
9	白 井 市	1
10	栄 町	1
11	睦 沢 町	1
12	袖 ケ 浦 市	1
計		12台

表 3-8-6 県農林水産物等に係る放射性物質検査の実施概要について（平成 24 年 12 月 26 日時点）

区分	原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づく出荷制限等の対象となる農林水産物					国の通知等に基づく、飼料・堆肥等の放射性物質の検査		国と運搬した農地土壌調査
	① 農産物	② 畜産物	③ 林産物	④ 水産物	⑤ 野生鳥獣肉	⑥ 飼料 (牧草、わら、飼料作物等)	⑦ 堆肥等	⑧ 水田及び畑土壌
モニタリング検査方針	(1) 放射性セシウム100ベクレル/kg超の野菜類及び果実類 7都府県 (2) 放射性セシウム50ベクレル/kg超の野菜類及び果実類 4都府県 (3) 出荷初期に主要産地特産品と主要農産物検査区域(0.1地域)に分け、各地域の主要市町村で出荷初期、お茶については個別市町村において検査 検査頻度:約250点/四半期	(1) 原乳 工場内のクーラー・スターンコン(CS)及び乳製品工場への直送ルート(6箇所)で毎週4箇所ずつ (2) 牛肉 県産牛肉の放射性物質安全チェック制度を遵守する中で肥育牛及び乳用種用牛を検査 (1)原乳、4箇所/週 (2)牛肉、10頭/週	(1) たいのこ H24年作は、全市町村で出荷初期検査 (2) まのこ・山梨産 全市町村で出荷初期検査は中半期後に検査 県木霊地栽培していただけは全戸検査 検査頻度:約366点/年	(1) 県主要魚種 県内6区分ごとに原則1回/検査 (2) 影響を受けやすい区域(鱒子、草魚、鯉など)、魚種(魚、鰻、鰻、茶、鮎)を強化 (3) 過去に全県で高い検査数値が得られている魚種 検査頻度:20点/週	(1) イノシシ肉 出荷制限のため検査しない (2) シカ肉 処理加工施設ごとに四半期に1検体以上 検査頻度:4点/第3四半期	県内6区分(検料作物等4都府県)に分けたに基づく24ブロックについて検査前後 (県産総合研究センター3カ所含む)	肥料・土壌改良資材 - 堆肥 400	
基準値 暫定許容値※ (ベクレル/kg)	一般食品 100 飲料茶 10	一般食品 100 4乳 50	一般食品 100	一般食品 100	一般食品 100	肥料・土壌改良資材 - 堆肥 400		
※飼料、堆肥等								
モニタリング検査件数(実績)	【農産物 1,686 件】 うち 主要用米 286件 大豆 571件 小麦 214件 そば 32件 茶 68件 その他農産物 1,034件	【畜産物 164 件】 原乳 154件	【林産物 283 件】 たいのこ 79件 草魚 8件 しいたけ 137件 草魚 5件 鮎 7件 きんぎょ 7件 わらび 31件 たらのめ 2件 ひらたけ 1件 ひらたけ 3件 しいたけ 3件 なめこ 2件	【水産物 557 件】	【野生鳥獣肉 29 件】 イノシシ肉 23件 シカ肉 6件	【飼料 153 件】	【堆肥等 0 件】	【農地土壌等 0 地点】
H23実績 2,474	1,253件	118件	173件	426件	-	97件	304件	108地点
H23実績 779 件	【畜産物 356 件】 牛肉 356件	【農産物 9,177 件】 牛肉 9,177件	【林産物 7 件】 白井市 しいたけ 1件 高津町 鮎 1件 このたけ 1件 高津町 たらめ 1件 船橋市 ぶき 1件 船橋市 たらのめ 1件 八柱市 わらび 1件 船橋市 ぶと 1件 船橋市 やまもも 1件	【水産物 423 件】	-	-	-	-
H23実績 9,367	7,782件	210件	16件	146件	-	-	1件	-
関係団体等による モニタリング検査実績 11,124 件	【農産物 1,686 件】 ※12月現在 14都府(市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、野洲子市、船ヶ谷市、印西市、白井市、成田市、栗山町、船ヶ谷市、鹿沼市、鹿沼市)	【畜産物 9,177 件】 牛肉 9,177件	【林産物 7 件】	【水産物 254 件】	-	-	-	-
(H23実績 2,831件)	1,332件	7,782件	16件	136件	-	-	-	-

<p>区分</p> <p>出荷・出荷制限の概要等</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づく出荷制限等の対象となる農林水産物</p> <p>① 農産物</p> <p>1 米、1市で出荷制限中(産出地) ※ 出荷制限解除 H24.5.24～5.28 勝浦市、八街市、野田市、富津市、山武市</p> <p>2 米 H24.7.3 各市町市長あて、「24年度米の出荷制限解除」H24.8.9～9.14(52市町村) ① 出荷制限解除 富津市、鎌ヶ谷市 ② 休付無し 富津市、鎌ヶ谷市 3 大豆、そば【平成24年度】 H24.10.11 各市町市長あて、「24年度大豆及びそばの出荷自粛を要請」 ※ 出荷自粛解除 ① 大豆 H24.10.28～12.28 千葉市、市原市、富津市、勝浦市、野田市、安房野田市、富津市、印西市、鎌ヶ谷市、鎌ヶ谷市、大網白根市、富津市、一宮町、長狭町、勝浦市、大多喜町、御宿町、船山市、南房総市、館野町、富津市、袖ヶ浦市、若田市、八街市、山武市、芝山町、勝津市、成田市、富津市、栄町、直津市、長生村(45市町村) 10.28～12.28 五原市、市原市、八街市、長狭町、神崎町、印西市、富津市、九十九町、若田市、白子町、いすみ市、大多喜町、御宿町、船山市、富津市、袖ヶ浦市、本宮市、野田市(23市町村)</p> <p>4 その他の農産物 出荷制限なし 出荷制限解除 ※ H25年3月31日迄 松戸市のユズ 出荷自粛要請 (11月30日)</p>	<p>② 畜産物</p> <p>1 原乳 出荷制限はなし</p> <p>2 牛肉 出荷制限はなし</p> <p>3 豚 出荷制限はなし</p> <p>4 原乳、牛肉以外の畜産物 飼料管理上、放射性物質の影響が懸念される場合に検査</p>	<p>③ 林産物</p> <p>1 原木以外の 原木産地 10市で出荷制限中 (松山市、若津市、山武市、佐倉市、八千代市、白井市、富津市) 原木産地3市で出荷制限中 (山武市、富津市、若津市) 16市町29戸で出荷自粛要請 原木産地 14市町 26戸 原木産地 3市 3戸</p> <p>2 たけのこ 9市町で出荷制限中 (水戸市、市原市、若津市、松戸市、相馬市、八千代市、白井市、船橋市、芝山町) 3市で出荷自粛要請 (松山市、流山市、印西市)</p>	<p>④ 水産物</p> <p>1 モツゴ、ユズ(千葉県) 出荷自粛要請</p> <p>2 キンブリ(千葉県) 出荷自粛要請</p> <p>3 ウナギ(千葉県) 出荷自粛要請</p> <p>4 キンブリ(千葉県) 出荷制限中</p>	<p>⑤ 野生鳥獣肉</p> <p>1 イノシシ肉 出荷制限 (千葉県加工施設)</p> <p>2 シカ肉 出荷制限等なし</p>	<p>国の通知等に基づく、飼料・堆肥等の放射性物質の検査</p> <p>⑥ 飼料 (牧草、わら、飼料作物等) 検査制限なし</p> <p>⑦ 堆肥等 1 糞草、福から堆肥等は現在なし H23.9.27 県内全域で使用自粛解除 2 牛ふん堆肥【検査完了】 ①モニタリング検査(45市町村)にて経過観察 ②個別検査自粛解除 すべてで高温自粛解除 3 もみからは、本県で利用が可能</p>	<p>国と連携した農地土壌調査</p> <p>⑧ 水田及び畑土壌 1 農地土壌の放射性物質濃度分布図 (36地点は、平成23年8月30日に公表済み) 水田 45地点 47地点 畑地 11地点</p>
------------------------------	--	--	---	--	---	---	---

(注)県及び関係団体等が実施したモニタリング検査であり、県等HPで公表しているものを対象に集計(検査サンプルの採取が不要なものを除く)。

4 河川

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、一部の県管理河川施設で放射性物質の影響が懸念されたことから、空間放射線量の測定を実施した。

また、一級河川大堀川（柏市呼塚新田地先）において、周辺より比較的高い空間放射線量が観測されたことから、当該地点に立入禁止措置を講じるとともに、空間放射線量を定期的に測定しホームページで公表している。

表 3-8-7 河川施設の空間放射線量（平成 24 年 11 月 16 日）

測定施設名 (地先名)	1m高さの空間放射線量 (μ Sv/h)	地面の形状	測定日 (天候)
大堀川 高田緑地前護岸 (柏市高田)	0.19	コンクリート 土	11月16日(晴)
富士川浄化施設 (松戸市東平賀)	0.15	アスファルト コンクリート	11月16日(晴)
大金平浄化施設 (松戸市大金平)	0.16	アスファルト	11月16日(晴)
中根河川浄化施設 (松戸市中根)	0.18	コンクリート	11月16日(晴)
大津川河川浄化施設 (柏市戸張)	0.19	コンクリート	11月16日(晴)
大堀川浄化施設 (柏市篠籠田)	0.20	土	11月16日(晴)
逆井河川浄化施設 (柏市逆井)	0.17	アスファルト 土	11月16日(晴)
野々下浄化施設 (流山市野々下)	0.18	アスファルト コンクリート	11月16日(晴)

表 3-8-8 一級河川大堀川と大堀川左岸第 2 号雨水幹線（地金掘（じがねぼり））の合流点における空間放射線量（平成 24 年 9 月 12 日）

測定箇所	空間放射線量 (μ Sv/h)		地面の形状	調査日 (天候)	
	1.0m	0.5m			
大堀川地金掘合流点	①左岸上流堤防	0.35	0.36	草地	9月12日(晴)
	②左岸上流水際	0.59	0.66	草地	9月12日(晴)
	③左岸下流堤防	0.39	0.40	草地	9月12日(晴)
	④左岸下流水際	0.99	1.1	草地	9月12日(晴)
	⑤右岸堤防	0.38	0.39	草地	9月12日(晴)
	⑥右岸水際	0.96	1.2	草地	9月12日(晴)

5 港湾

東日本大震災による風評被害対策として、国土交通省から平成23年4月22日付けで「港湾における放射線対策について」のガイドラインが示された。

県においてはこのガイドラインに基づき、千葉港港湾区域の海水について、

週1回1地点の放射能を測定し、県ホームページで公表するなどの対策を講じている。

6 土地区画整理地内

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、柏北部中央地区土地区画整理区域内において、周辺より比較的高い空間放射線量が観測されたことから、当該地点に立入禁止措置を講じた。

表 3-8-9 県測定 都市計画道路高田若柴線の暫定供用区間における空間放射線量
(平成24年3月26日)

調査箇所	測定値 (μSv/h)		地面の形状	調査日 (天候)
	1.0m	0.5m		
1 車道脇 (南側)	1.11	1.78	草むら	3月26日 (晴)
2 車道脇 (中央)	0.81	1.12	集水桝	3月26日 (晴)
3 車道脇 (北側)	0.89	1.32	草むら	3月26日 (晴)
4 歩道 (南側)	0.44	0.35	アスファルト	3月26日 (晴)
5 歩道 (北側)	0.37	0.33	アスファルト	3月26日 (晴)

7 都市公園

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、県立都市公園においても放射性物質の影響が懸念されたことから、プール水の放射性物質調査や空間放射線量の測定を実施した。

除染目標 (毎時0.23マイクロシーベルト) を超える値が測定された、柏の葉公園 (柏市: 45ha)、手賀沼自然ふれあい緑道 (柏市: 25.1ha)、北総花の丘公園 (印西市: 36.1ha) の3公園については、除染対象施設となったことから、詳細な空間放射線量測定を実施し、その結果に基づき除染工事を行っているところである。

表 3-8-10 県立都市公園プール等の放射性物質調査 (平成23年7月6日)

施設名	調査箇所	放射性ヨウ素 I-131	放射性セシウム Cs-134	放射性セシウム Cs-137
蓮沼海浜公園	みずうみ 湖 プール	検出せず	検出せず	検出せず
	うず 渦 プール	検出せず	検出せず	検出せず
	とろ 瀬 プール	検出せず	検出せず	検出せず
	うみ 海 プール	検出せず	検出せず	検出せず

施設名	調査箇所	放射性ヨウ素 I-131	放射性セシウム Cs-134	放射性セシウム Cs-137
富津公園 ジャンボプール	りゅうすい 流水プール	検出せず	検出せず	検出せず
	きょうえい 競泳プール	検出せず	検出せず	検出せず
	直線スライダー	検出せず	検出せず	検出せず
	ちびっこプール	検出せず	検出せず	検出せず
	ぞうは 造波プール	検出せず	検出せず	検出せず
青葉の森公園 水の広場		検出せず	検出せず	検出せず

表 3-8-11 県立都市公園の空間放射線量（平成 23 年 9 月 5 日～12 日）

公園名 (市町村名)	調査箇所	測定値 ($\mu\text{Sv/h}$)		地面の形状	測定日 天候
		1.0m	0.5m		
柏の葉公園 (柏市)	芝生広場	0.40	0.42	芝生	9月6日 晴
	冒険のトリデ	0.23	0.22	土	
	総合競技場	0.41	0.43	芝生	
	野球場	0.38	0.42	芝生	
手賀沼自然 ふれあい緑道 (柏市)	園路①	0.32	0.32	アスファルト	9月5日 晴
	園路②	0.25	0.27	アスファルト	
	ハスの群生地	0.25	0.28	コンクリート	
北総花の丘公園 (印西市)	花と緑の文化館前	0.31	0.34	芝生	9月5日 曇
	芝生広場	0.30	0.30	芝生	
	北総花の丘	0.27	0.29	芝生	
印旛沼公園 (印西市)	ちびっこ広場	0.12	0.13	土	9月5日 曇
	自由広場	0.17	0.19	芝生	
	展望台	0.14	0.14	石	
羽衣公園 (千葉市)	広場	0.11	0.11	コンクリート	9月5日 曇

公園名 (市町村名)	調査箇所	測定値 ($\mu\text{Sv/h}$)		地面の形状	測定日 天候
		1.0m	0.5m		
青葉の森公園 (千葉市)	中央博物館前	0.09	0.08	コンクリート	9月7日 晴
	スポーツプラザ	0.09	0.08	コンクリート	
	わんぱく広場	0.07	0.07	芝生	
幕張海浜公園 (千葉市)	Aブロック	0.13	0.14	芝生	
	Bブロック	0.10	0.09	芝生	
	Cブロック	0.12	0.12	土	
	DEブロック	0.09	0.09	アスファルト	
	Fブロック	0.08	0.08	コンクリート	
	Gブロック	0.08	0.09	芝生	
行田公園 (船橋市)	東側芝生広場	0.16	0.16	芝生	
	わんぱく広場	0.14	0.14	土	
	西側芝生広場	0.15	0.16	芝生	
蓮沼海浜公園 (山武市)	テニスガーデン	0.10	0.10	人工芝	9月8日 晴
	いこいの広場	0.08	0.09	芝生	
	展望塔広場	0.08	0.09	コンクリート	
長生の森公園 (茂原市)	野球場	0.05	0.06	土	9月7日 晴
	庭球場	0.07	0.07	芝生	
	ゲートボール場	0.07	0.07	芝生	
館山運動公園 (館山市)	野球場	0.05	0.05	芝生	9月12日 晴
	芝生広場	0.05	0.05	芝生	
	少年野球場	0.04	0.05	土	
富津公園 (富津市)	遊戯広場	0.09	0.09	芝生	
	樹林広場	0.10	0.10	芝生	
	明治百年記念展望塔	0.06	0.07	土	

表 3-8-12 柏の葉公園芝生広場除染工事結果 (平成 24 年 7 月～9 月)

場 所	測定値 ($\mu\text{Sv/h}$)		地面の形状	除染方法
	除染前	除染後		
芝生広場	0.35	0.15	芝生	芝生の深刈り
桜の広場 (東側)	0.37	0.15	芝生	
桜の広場 (西側)	0.36	0.10	芝生	

8 下水道

千葉県流域下水道事業では、終末処理場から発生する下水汚泥焼却灰についてはセメントの副原料などへの有効利用を行ってきたが、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により下水汚泥焼却灰から放射性物質が検出されたことから、処分ができなくなった。

このため、下水汚泥焼却灰の飛散・流出の防止等の対策を講じて終末処理場内に一時保管をしている。

また、終末処理場での、放射性物質及び空間放射線量の定期的な測定を行うとともに、県のホームページに測定結果を公表しており、今後も継続していく。

表 3-8-13 汚泥への影響と対応状況（平成 24 年 12 月 31 日現在）

処理場名	生成物名	処理方法	処分場所	保管状況	残容量 (保管等)	放射能濃度 (最高値)	放射能濃度 (12月17～19日)	発生量 (H22実績より)	備 考
花見川終末処理場	焼却灰	屋内に保管	処理場内	袋型容器に収納し、建屋及び仮設倉庫にて保管（保管量2,450t）	4,800t (455日)	3,770 Bq/kg	460 Bq/kg	7.1t/日	処分できないため、場内保管中。今後とも、国の基準を下回る焼却灰は、関係機関と協議を進め、早期に処分できるよう努める。
花見川第二終末処理場	焼却灰	屋内に保管	処理場内	袋型容器に収納し、建屋及び仮設倉庫にて保管（保管量 990t）		5,750 Bq/kg	740 Bq/kg	3.5t/日	
手賀沼終末処理場	焼却灰	屋内に保管	処理場内	袋型容器に収納し、建屋及び仮設倉庫にて保管（保管量2,320t）	3,700t (820日)	20,500 Bq/kg	2,700 Bq/kg	4.5t/日	
江戸川第二終末処理場	脱水汚泥	再利用や理立処分	中間処理及び管理型処分場	—	—	549 Bq/kg	17 Bq/kg	172.0t/日	

9 上水道

(1) 水道事業体及び水道用水供給事業体

県内の水道事業体及び水道用水供給事業体では、測定可能な検査機関に委託して測定を行った。

また、検査体制の取れない水道事業体に対し、県では、厚生労働省と協議し、香川大学研究推進機構を紹介するなどの調整を行った。

一方、北千葉広域水道企業団では平成23年6月20日より、君津広域水道企業団では平成23年12月1日より検査機器を購入し、独自に測定を行った。

なお、当時は専門の検査機関が少なく、その検査機関に多くの検体が集中したため、一時的に測定が実施できなくなるという事態となったが、県では、検査機関に要請し、県水道局及び5水道用水供給事業体(※)について毎日測定を実施できるよう調整した。

※ 5水道用水供給事業体

北千葉広域水道企業団、君津広域水道企業団、東総広域水道企業団、九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団

(印旛郡市広域市町村圏事務組合については、県水道局から受水しているため独自測定は行わなかった)

(2) 千葉県水道局

千葉県水道局では、浄水場から発生する全ての脱水汚泥を、セメント原料等へ再資源化してきたが、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により汚泥から放射性物質が検出され、再資源化できなくなったことから、これらについては、飛散・流出の防止等の対策を講じ場内に保管した。その後、法令に基づき、基準を下回った再利用可能な汚泥は再利用を再開する一方、

8,000Bq/kg以下の汚泥については管理型最終処分場に埋立て処分を行うこととしている。

平成24年8月以降、すべての浄水場で発生している汚泥について、放射性物質の濃度が低下傾向となったことから、セメント原料として搬出している。

また、汚泥に含まれる放射性物質及び浄水場の空間放射線量の定期的な測定を行うとともに、県のホームページに測定結果を公表している。

表 3-8-14 汚泥への影響と対応状況（県水道局）

H24年12月31日現在

	生成物名	処理方法	処理場所	放射能濃度 (最高値)	放射能濃度	発生量 (H22実績より)
柏井浄水場（東側）	脱水汚泥	セメント化	セメント製造事業者	1,293 Bq/kg (H23. 5. 16採取)	172 Bq/kg (H24. 12. 26採取)	16.0t/日
柏井浄水場（西側）	脱水汚泥	セメント化	セメント製造事業者	1,391 Bq/kg (H23. 6. 8採取)	95 Bq/kg (H24. 12. 26採取)	26.2t/日
北総浄水場（PFI事業）	脱水汚泥	セメント化	セメント製造事業者	2,650 Bq/kg (H23. 5. 17採取)	224 Bq/kg (H24. 12. 26採取)	15.0t/日
ちば野菊の里浄水場 栗山浄水場（PFI事業）	脱水汚泥	セメント化	セメント製造事業者	5,390 Bq/kg (H23. 5. 17採取)	245 Bq/kg (H24. 12. 26採取)	16.0t/日
福増浄水場	脱水汚泥	セメント化	セメント製造事業者	135 Bq/kg (H23. 10. 4採取)	44 Bq/kg (H24. 12. 10採取)	11.9t/日

1.0 工業用水

千葉県の上水道事業では、浄水場から発生する脱水汚泥や乾燥汚泥については、培養土等への再資源化へと有効利用してきたが、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により汚泥から放射性物質が検出されたことから、培養土への再資源化を中断した。

このため、再資源化できない汚泥については管理型最終処分場に法令に基づき適切に埋立て処分を行った。なお、直ちに処分できない場合は、飛散・流出の防止等の対策を講じて浄水場内に一時保管した。

また、汚泥に含まれる放射性物質及び浄水場の空間放射線量の定期的な測定を行うとともに、県のホームページに測定結果を公表した。

表 3-8-15 汚泥への影響と対応状況（工業用水）

H24年12月31日現在

浄水場名	生成物名	処理方法	処理場所	放射能濃度 (最高値)	放射能濃度	発生量 (H22実績より)
南八幡浄水場	脱水汚泥	埋立て処分	管理型処分場	6,400 Bq/kg (H23. 6. 1採取)	1,098 Bq/kg (H24. 12. 27採取)	1.7t/日
佐倉浄水場	脱水汚泥	埋立て処分	管理型処分場	3,730 Bq/kg	613 Bq/kg	8.6t/日
人見浄水場	乾燥汚泥	埋立て処分	管理型処分場	5,220 Bq/kg	542 Bq/kg	6.2t/日
印旛沼浄水場	脱水汚泥	セメント化	セメント製造事業者	1,269 Bq/kg	243 Bq/kg	8.3t/日

※「放射能濃度」：放射性セシウム 134 と 137 の、汚泥 1kg あたりのベクレル値の合計

1.1 県営住宅

県営住宅内の児童公園については、平成24年4月に放射線量の測定を行い、松戸、野田、柏、流山、我孫子の5市にある9団地で、国の汚染基準である0.23マイクロシーベルト／時以上の空間放射線量が確認された。

平成24年10月に改めて空間放射線量の測定を実施したところ、全体的に数値が下がり、基準値以上の放射線量が確認されたのは、柏市の柏中原県営住宅、柏逆井県営住宅、我孫子市の我孫子新木県営住宅の3団地のみとなった。

当該3団地については、表土のはぎ取り、除草、遊具の高圧洗浄等の除染を実施することとしている。

表 3-8-16 県営住宅内の児童公園の空間放射線量（平成 24 年 4 月 11 日～26 日）

県営住宅名 (市町村名)	調査箇所	測定値 ($\mu\text{Sv/h}$)		地面の形状	測定日 天候
		1.0m	0.5m		
鎌ヶ谷井草県営住宅 (鎌ヶ谷市)	児童公園 (集会所横)	0.17	0.19	芝地	4月11日 曇り
	児童公園 (27-1号棟横)	0.14	0.16	土、草	
白井県営住宅 (白井市)	児童公園 (10号棟横)	0.20	0.22	芝地、土	4月12日 晴れ
	児童公園 (5号棟横)	0.18	0.20	芝地	
初富県営住宅 (鎌ヶ谷市)	児童公園	0.14	0.15	土、草	
沼南高柳県営住宅 (柏市)	児童公園	0.20	0.23	芝地、土、砂場、 インターロッキング	
六高台県営住宅 (松戸市)	児童公園	0.21	0.23	土、草、砂場	
松戸高柳県営住宅 (松戸市)	児童公園	0.18	0.19	土、砂場	
胡録台県営住宅 (松戸市)	児童公園	0.22	0.25	土	
金ヶ作県営住宅 (松戸市)	児童公園	0.22	0.26	砂	
我孫子新木県営住宅 (我孫子市)	児童公園 (9号棟横)	0.26	0.29	芝地、砂場	
	児童公園 (2号棟横)	0.23	0.25	土、芝地、砂場	
我孫子日秀県営住宅 (我孫子市)	児童公園	0.17	0.18	土	
湖北台県営住宅 (我孫子市)	児童公園	0.17	0.19	土、砂場	
岡発戸県営住宅 (我孫子市)	児童公園	0.20	0.22	土、芝地、砂場	

県営住宅名 (市町村名)	調査箇所	測定値 ($\mu\text{Sv/h}$)		地面の形状	測定日 天候
		1.0m	0.5m		
柏中原県営住宅 (柏市)	児童公園	0.29	0.33	芝地、砂場	4月13日 曇り
柏逆井県営住宅 (柏市)	児童公園	0.22	0.23	芝地、コンクリート、 砂場	
東初石県営住宅 (流山市)	児童公園	0.21	0.23	土、砂場、 インターロッキング	4月16日 晴れ
野田山崎県営住宅 (野田市)	児童公園	0.19	0.23	芝地、砂場、 コンクリート	
野田山崎第2県営 住宅(野田市)	児童公園	0.20	0.22	草、土、砂場	
野田柳沢県営住宅 (野田市)	児童公園	0.09	0.10	土、芝地、 コンクリート、砂場	4月26日 曇り
野田中野台県営住宅 (野田市)	児童公園	0.09	0.09	土、砂、砂場	
野田花井県営住宅 (野田市)	児童公園	0.08	0.10	砂	

表 3-8-17 県営住宅内の児童公園の空間放射線量 (平成 24 年 10 月 1 日～2 日)

県営住宅名 (市町村名)	調査箇所	測定値 ($\mu\text{Sv/h}$)		地面の形状	測定日 天候
		1.0m	0.5m		
胡録台県営住宅 (松戸市)	児童公園	0.17	0.18	草	10月1日 晴れ
六高台県営住宅 (松戸市)	児童公園	0.16	0.18	土、草	
金ヶ作県営住宅 (松戸市)	児童公園	0.17	0.20	砂	
野田山崎県営住宅 (野田市)	児童公園	0.18	0.20	芝地、コンクリート	
柏中原県営住宅 (柏市)	児童公園	0.22	0.26	草、芝地	
柏逆井県営住宅 (柏市)	児童公園	0.19	0.23	芝地、砂場	
東初石県営住宅 (流山市)	児童公園	0.18	0.20	土、 インターロッキング	
沼南高柳県営住宅 (柏市)	児童公園	0.18	0.20	芝地、土	10月2日 曇り
我孫子新木県営住宅 (我孫子市)	児童公園 (9号棟横)	0.20	0.23	芝地	
	児童公園 (2号棟横)	0.20	0.23	芝地、草	